

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 神崎 浩之

1 日時

令和3年3月22日（月曜日）

午前10時0分開会、午後4時5分散会

（うち休憩 午前11時31分～午前11時32分、午後0時1分～午後1時2分
午後2時55分～午後3時5分）

2 場所

第5委員会室

3 出席委員

神崎浩之委員長、岩城元副委員長、名須川晋委員、千葉伝委員、米内紘正委員、
小野共委員、佐々木努委員、千田美津子委員、木村幸弘委員、小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

鈴木担当書記、福士担当書記、及川併任書記、中田併任書記、後藤併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 環境生活部

藤澤企画理事兼環境生活部長、小島副部長兼環境生活企画室長、
佐々木環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、高橋若者女性協働推進室長、
高橋環境生活企画室企画課長、高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
黒田環境保全課総括課長、佐々木資源循環推進課総括課長、
谷藤自然保護課総括課長、新沼県民くらしの安全課総括課長、
佐藤県民くらしの安全課食の安全安心課長、
藤本県民くらしの安全課消費生活課長、
高井若者女性協働推進室特命参事兼青少年・男女共同参画課長、
高田若者女性協働推進室特命参事兼連携協働課長

(2) 保健福祉部

野原保健福祉部長、下山副部長兼保健福祉企画室長、
工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監、
中里子ども子育て支援室長、高橋医師支援推進室長、
吉田保健福祉企画室特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監、
大内保健福祉企画室企画課長、
福士健康国保課総括課長、阿部地域福祉課総括課長、小川長寿社会課総括課長、

菊池障がい保健福祉課総括課長、浅沼医療政策室特命参事兼医務課長、
鎌田医療政策室特命参事兼地域医療推進課長、
日向子ども子育て支援室特命参事兼次世代育成課長、
菊地医師支援推進室医師支援推進監

(3) 医療局

熊谷医療局長、三田地医療局次長、小原医療局次長、高橋医師支援推進室長、
一井職員課総括課長、久慈医事企画課総括課長、
佐藤業務支援課総括課長、菊地医師支援推進室医師支援推進監、
千田医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

5人

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

ア 議案第31号 特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例の一部を改正
する条例

イ 議案第34号 岩手県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

ウ 議案第51号 岩手県環境基本計画の策定に関し議決を求めることについて

エ 議案第52号 いわて男女共同参画プランの策定に関し議決を求めることにつ
て

オ 議案第53号 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の策定に関し議決を求める
ことについて

カ 議案第54号 岩手県食の安全安心推進計画の策定に関し議決を求めることにつ
いて

(請願陳情)

ア 受理番号第35号 預託法及び特定商取引法の改正並びに執行強化を求める請願

イ 受理番号第38号 コロナ禍をのりこえるためにもジェンダー平等施策を強める
ことを求める請願

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第21号 岩手県薬事審議会条例

イ 議案第32号 ひとにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

ア 受理番号第36号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守る
ための請願

イ 受理番号第37号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求
める請願

(3) 医療局関係審査

(議案)

議案第43号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

(4) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○**神崎浩之委員長** ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第31号特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○**高田特命参事兼連携協働課長** 議案(その2)の111ページをお開き願います。議案第31号特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例でございます。なお、説明につきましてはお配りしております環境福祉委員会資料ナンバー1に基づいて御説明します。

1、改正の趣旨であります。民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術を利用することができる事項の範囲を拡大するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものでございます。

2、条例案の内容ですが、認定NPO法人に書類の閲覧請求があった場合において、電磁的記録により事業報告書等または役員名簿を閲覧させるときに、個人の住所等に係る記載の部分を除くことができることとするともに、その他所要の整備をしようとするものでございます。

3、施行期日ですが、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行期日と同日である令和3年6月9日から施行しようとするものでございます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 34 号岩手県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤食の安全安心課長** 議案第 34 号岩手県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 2）の 121 ページをお開き願います。なお、説明につきましてはお配りしております環境福祉委員会資料ナンバー 2 に基づいて御説明いたします。

まず 1、改正の趣旨ですが、食品衛生法等の一部改正に伴い、食品等の自主的な回収の報告を廃止するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものです。

次に、2、条例案の内容ですが、1 点目は食品衛生法及び食品表示法の一部改正により、営業者等が食品等を自主的に回収する場合における届出制度がそれぞれ新たに設けられたことから、これまで条例第 19 条により運用されてきた同様の制度を廃止するため、本条を削除するものです。

2 点目は、その他所要の整備をしようとするものです。

3、施行期日等ですが、食品衛生法等の一部を改正する法律及び食品表示法の一部を改正する法律が施行される令和 3 年 6 月 1 日から施行することとし、施行日前に着手した自主回収について、経過措置を定めようとするものです。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**千田美津子委員** 1 点だけ確認したいのですが、食品衛生法及び食品表示法の一部改正には、岩手県食の安全安心推進条例第 19 条の内容が含まれているために、本条を削除するとのことですが、その趣旨をもう少し説明してください。

○**佐藤食の安全安心課長** この自主回収報告制度につきましては、基本的に事業者による情報提供によって消費者の健康保護を図ることになります。これまで食品衛生法で違反が明らかとなった場合には、命令という形で回収して対応しております。一方、事業者が自主的に検査して発見した場合、例えば微生物検査などで規格基準を違反しているおそれがある場合は、事業者がみずから回収して届け出ますが、今回の法改正で全く同様の制度を国が規定しております。

また、食品表示基準違反の関係であります。こちら事業者が健康への悪影響のおそれがあることにみずから気づいた場合、県では消費期限やアレルギー、保存方法を対象としておりますが、今回の国の改正では、それ以上に名称や指定成分関係の表示も含めて回収対象としております。そのほか、例えば同じ原材料を使った別な製品についても回収対象になりますが、国の制度も同様の対応をするものであります。

○神崎浩之委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 51 号岩手県環境基本計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋企画課長 議案第 51 号岩手県環境基本計画の策定に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 152 ページをお開き願います。この計画の策定につきましては、さきの 12 月定例会におきまして、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第 4 条の規定に基づき、計画素案について議会報告議案として提出したところであり、その後議会における御議論やパブリックコメントにおける意見の反映などによる見直しを行い、今般同条例第 3 条第 1 項の規定により策定に関する議決を求めるものであります。内容につきましては、便宜お手元にお配りしております資料ナンバー 3—1 により御説明申し上げます。

初めに、1、策定の趣旨であります。岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第 11 条の規定により、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等について定めるものであります。

次に、2、計画案の概要であります。計画の実施期間は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 カ年とし、計画の目標は、多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわてとしております。

施策の方向であります。環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策では、地域資源の活用による環境と経済の好循環など三つの柱を、環境分野別施策では気候変動対策など五つの柱を掲げ、それぞれの施策の方向に基づいて具体的な取り組みを進めていくこととしております。

次に、3、計画素案からの主な変更点でございます。昨年 11 月から 12 月にかけて実施したパブリックコメントなどでいただいた合計 278 件の御意見を踏まえ、素案を修正したほか、国の 2050 年カーボンニュートラルに向けた今後の対応の方向性を踏まえ、必要な見直しを行ったところでございます。

次に、2ページにお進みいただきまして、計画素案に対する主な意見等の反映状況について御説明いたします。

1、計画の位置付けについて、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例の趣旨やSDGsにおける環境の役割を踏まえ、経済、社会を支える土台としての環境施策の位置付けについて追記したほか、2、SDGsの考え方について、さきの12月定例会の本委員会における米内紘正委員からの御指摘を踏まえ、SDGsについて、その根底にある包括的で人間中心的な考え方やその実現に向けて不可欠な科学技術イノベーションの重要性について追記いたしました。

また、3から7までは施策の追加であります。環境経営や地球温暖化対策を促進するため、事業者を対象とした制度の普及に向けた環境整備や、脱炭素実現までの主力エネルギーとして有望な都市ガス、天然ガスの燃料電池による高度利用の促進等、気候変動リスクを踏まえ、河川管理者に加えあらゆる関係者が協働して流域全体で治水を行う流域治水による防災・減災対策、再生可能エネルギー事業に対する地域の合意形成を促進するため、市町村が実行計画を策定する場合の支援、成長期待分野とされる洋上風力発電や本県の強みである海洋エネルギーの実証フィールドの利活用の推進などを追記し、施策の充実を図ったところです。

また、8、広域連携については、隣接県等との幅広い連携を、9、各主体の役割と行動については、自主的かつ積極的な取り組みを促進するための主体ごとの具体的な行動例を、10、計画の進捗状況の点検については、計画の総合的な進捗状況を把握するため、本計画に定める施策推進指標や個別計画の点検結果の活用、優良事例の収集などの方法を用いた効果的な進捗管理を、11、図表の追加については、施策体系がわかりやすいよう施策分野ごとに施策の体系図を追加するなど計画の内容の充実を図ったところです。

これらの修正を反映した岩手県環境基本計画の最終案につきまして、お手元にA3判の概要及び計画本体をお配りしておりますが、詳細につきましては説明を省略させていただきます。

最後に、今後の予定についてであります。1ページにお戻り願います。4、計画の策定のとおり、今後県議会の議決をいただいた後、速やかに計画を策定し、県民等へ公表することとしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**千田美津子委員** パブリックコメント等で寄せられた県民の意見等を十分に反映させた計画になっていると思います。ただこれから、特に循環型地域社会を形成するに当たり県民運動をどう広げていくかが非常に大事になってくると思いますので、環境教育の考え方をお聞きしたいと思います。

○**高橋企画課長** 環境教育、環境学習の取り組みについてであります。委員御指摘のとおり、循環型社会の形成のみならず地球温暖化防止対策などさまざまな環境施策を進める

上で基盤となるものが環境教育であると考えております。このため、アイーナの5階に環境学習交流センターを設置し、環境学習の拠点として取り組みを進めているところです。こちらでは情報紙やホームページなどを通じた情報発信に加え、今年度は環境アドバイザーとして61人の方を任命し、地域に派遣して環境学習を支援したり、地域活動の支援などを行っております。

また、各地域で活動いただく人材を育成するため、平成30年度からいわて環境塾を実施しております。こちらは環境問題をテーマとした6回のシリーズ講座で、今年度は6回の講座で延べ324人に参加いただきました。このうち3回以上受講いただいた修了者として認定している方が45人いらっしゃるなど、多くの方々に受講していただいております。

また、子供のころからの環境学習も重要であり、県では小学校高学年を対象とした教員の授業用教材や5年生全員を対象に環境リーフレットを配布するなど教育委員会と連携して、学校における教育活動も進めているところでございます。

これらの取り組みに加え、環境学習を支援している企業などを環境学習応援隊として登録しております。令和3年3月現在で56社を登録しておりますが、こういった企業において事業所における見学の受け入れやプログラムの提供などを行っていただいております。こういった学校教育や地域、企業におけるさまざまな活動などを通じ環境学習を進めてまいりたいと思っております。

○千田美津子委員 県としてはありとあらゆる方策をとっていると思いますが、それがいかに県民、市民に定着するかが非常に大事で、そういった意味では子供のときからの教育というのは非常に大事ですので、その部分を強めていただきたい。

あと岩手県環境基本計画の53ページに基本的な考え方がありますが、リサイクル率が決して高くない、むしろ減少している。その原因について、例えば高齢者の人たちは結構リサイクルをやっているのですけれども、若い人たちは、ぼいっと捨ててしまう部分があって、それがなかなか歯がゆいです。環境塾もやられているということですが、日中の開催だと若い人たちの参加は難しいと思います。全階層といいますか特に若い方々に、子供たちはいいけれどもそれ以外の方々にどうやって広げるか、本当に地球温暖化を防ぐ、環境を守るという立場で、もう少し工夫しながら広い県民運動にしていくべきだと感じるわけですが、その点お聞きして終わります。

○高橋企画課長 ただいま委員から御指摘ありましたとおり、若者に環境の取り組みを進めていくことは非常に重要と考えております。今回地域説明会とあわせ、若者を対象にしてということで、岩手大学と岩手県立大学で環境政策に関する授業の時間をいただき、それぞれ大学1年生を対象に岩手県環境基本計画を説明いたしました。岩手大学、岩手県立大学ともに約130人、合わせて260人ほどの学生に参加いただきましたが、県がこういう幅広い環境分野の取り組みを進めていることやパリ協定のように世界を見据えた取り組みも行っているということで、若者にとっての気づきが非常に多かったと思っております。

今後の施策推進に当たりまして、小学生のみならず中学生、高校生、大学生と、さま

ざまなチャネルを通じて若者に対する普及啓発に努めてまいりたいと思っております。

○千葉伝委員 千田美津子委員の質問とも少し関連しますけれども、岩手県環境基本計画の実施期間は令和3年度から10年間ということで、非常に大事な計画ですが、今後、県民に対するPRはどのような日程で進める予定でしょうか。

○高橋企画課長 岩手県環境基本計画を今後効果的に実施していくためには、本計画の特徴でございます環境・経済・社会の一体的向上という方向性を庁内外で共有しながら、あらゆる主体が協力して取り組んでいくことが重要であると考えております。このため、まずは県の内部としましても関係部局の会議等を通じて、計画の方向性に関する共通認識を深めながら、岩手県環境基本計画に掲げる環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施していけるよう、緊密な連携に努めてまいりたいと考えております。

また、今後県でも関係機関、県民の皆さんを対象としたさまざまな会議や各種イベントを実施してまいりますので、そういった機会を捉え、県民、事業者、市町村の皆様が岩手県環境基本計画の内容を広く周知し計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

○千葉伝委員 考え方はわかりましたが、県、各学校、企業などいろんなところが関係してくると、それぞれ役割をしっかりとわかっていただいで進めることとなります。令和3年度から岩手県環境基本計画が実施されますが、先ほど説明された、今後連携を図り、関係者に説明してといったあたりがいつごろに終わって、実際に県民にPRしていくという状態になるのかお聞きします。

○高橋企画課長 岩手県環境基本計画自体の周知広報の予算は、特に措置しておりませんが、今回の計画の目玉であります地球温暖化対策、さらには循環計画ということで、政策ごとにさまざま関係される方がおりますので、県の施策について部門別にしっかりと、それぞれの場を通じて周知を図っていきたいと思っております。

○千葉伝委員 大体いつごろから実際にPRをするのか、おおむねでというのを聞きたいのですが。

○高橋企画課長 明確にいつまでにとすることはございませんけれども、いずれ計画をつくりましたならば、4月から取り組みがスタートしますので、計画期間中は絶えず周知広報に努めていくということになるかと考えております。

○千葉伝委員 いずれ今説明されたように、岩手県環境基本計画の中身をいかに理解してもらって進めるかということになるので、できるだけ早く、中身をしっかりとわかってもらえるようPRも含めて進めていただきたい。これは要望です。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 52 号いわて男女共同参画プランの策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長** 議案第 52 号いわて男女共同参画プランの策定に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 156 ページをお開き願います。この計画の策定につきましては、さきの 12 月定例会におきまして、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第 4 条の規定に基づき計画素案について報告議案として提出したところでございます。その後議会における御議論やパブリックコメントにおける意見の反映などによる見直しを行い、今般同条例第 3 条第 1 項の規定により策定に関する議決を求めるものでございます。内容につきましては、便宜お手元にお配りしております資料ナンバー 4—1 により御説明申し上げます。

初めに、1、策定の趣旨であります。岩手県男女共同参画推進条例第 9 条の規定により、男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等について定めるものでございます。

次に、2、計画案の概要であります。計画の実施期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 カ年とし、計画の基本目標につきましては、性別にかかわらず一人ひとりが尊重され、共に参画できる社会の実現とされているところでございます。

施策の基本的方向についてであります。あらゆる分野における女性の参画拡大、東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進、女性の活躍支援、多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、この五つを柱に掲げ、それぞれの施策の方向に基づいて具体的な取り組みを進めていくこととしております。

次に、2 ページ目をごらん願います。3、計画素案からの主な変更点であります。昨年 11 月から 12 月にかけて実施したパブリックコメントなどでいただいた合計 80 件の御意見を踏まえ、素案を修正したものでございます。

素案に対する主な意見等の反映状況について御説明させていただきます。いただいた御意見のうち、計画最終案に反映した御意見と対応について、主なものを四つ表に挙げております。

まず、一つ目の御意見の内容であります。国の第 5 次男女共同参画基本計画においても地方公共団体の防災・危機管理部局と男女共同参画部局の連携を促進するとされる

ことから、本計画案にその旨を新たに記載する必要があるのではないかといった御意見をいただきました。その対応として、防災部局と男女共同参画部局が連携して防災対策を推進することを盛り込んだところでございます。

二つ目でございますが、教育の現場で男性の育児休業取得を目標指標一覧に導入すべきであるといった御意見をいただきました。その対応として、教職員男性の育児休業取得率についても参考指標として盛り込んだところでございます。

三つ目でございますが、いわて男女共同参画プランの4本目の柱の多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援について、男性であるための困難や性的指向・性自認・性別表現による困難を抱える人たちも本プランが包摂するには、女性という視点にとどまらず、性別による課題として広く捉えることが不可欠ではないかといった御意見をいただきました。その対応として、女性のみならず性別を理由に固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に困難を抱える場合があるため、男女共同参画の視点に立ち、多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要であること等について盛り込んだところでございます。

四つ目でございますが、ヤングケアラー対応を実施すべき等々御意見をいただきました。その対応として、国の第5次男女共同参画基本計画においても、ヤングケアラーの問題に対応する必要があるとされていることから、実態把握と必要な支援について盛り込んだところでございます。

これらの修正を反映した計画最終案については、お手元にA3判の概要及び計画本体をお配りしておりますが、詳細については説明を省略させていただきます。

最後に、今後の予定についてでございますが、4、計画の策定のとおり、今後県議会の議決をいただいた後、速やかに計画を策定し、県民等へ公表することとしております。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**千田美津子委員** 非常に多岐にわたる、しかもコロナ禍において、ひとり親世帯といった方々が大変困難な状況になっていると、今県議会でもさまざま議論されております。そういった課題に対応する形でいわて男女共同参画プランを策定するということが非常に期待しております。県民からの意見もいろいろいただいて、それに対応する修正もなされたということで、いわて男女共同参画プラン策定後、これをどう県民に広げていくかが課題となりますので、その部分をお願いしたいと思います。

それで、一つだけ私が日ごろ感じているのが、多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援というところです。パブリックコメントへの対応として、女性のみならず性別を理由に、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に困難を抱える場合があるため、男女共同参画の視点に立ち、多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要であること等について盛り込んだとあります。

いろんな場面で男性からの偏見もあるわけですが、実は女性自身、女性はこんなこと

をしてはだめだとか、そういうことをやってはだめだとかということも結構日常茶飯事で、女性自身の活動を阻害している部分があります。

そういった意味で、男女共同参画が男性だけではなくて女性にとってもみずからを変える変革となってほしいと思います。基本目標にあるように、性別にかかわらず、一人一人が尊重され、共に参画できる社会の実現が本当に大事だと考えますが、企画理事兼環境生活部長に決意も含めてお聞きします。

○高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長 御質問いただいた前段のいわて男女共同参画プランをどのように広げていくかについて先に御説明いたします。

いわて男女共同参画プランの推進に当たり、県や市町村の取り組みはもとより、各種団体、それから県民一人一人、今委員からお話がありました男性も女性もみずからの課題として問題意識を持ち取り組んでいくことが大事だと認識しております。いわて男女共同参画プラン策定後でございますけれども、現在岩手県男女共同参画センターを中心に活動しておりますが、そういった活動を通じて男女共同参画の意義や必要性、それぞれの立場における実践などについて意識啓発を図っていきたいと考えております。

○藤澤企画理事兼環境生活部長 いわて男女共同参画プランには、あらゆる分野における女性の参画拡大を掲げており、女性の意見を反映する取り組みを促進することとしております。その一方で、経済社会における男女が置かれた状態の違いにつきまして、例えば貧困などさまざまな困難に直面している女性が孤立することのないよう、自立へ向けた支援をしていく必要があります。このため、DV、ひとり親、高齢者、障がい者といった多様な困難を抱えた女性への支援を柱として掲げているのが一つの特徴でございます。

それに加えて、委員御指摘のように性別あるいは性別の自認、その表現によってさまざまな人が差別を受けないような、そしてその人たちが生きがいを持ってこの社会を生き、さまざまな場面で活躍できるような社会を目指したいという願いを込めて、審議会の皆様と検討してまいりました。今社会にはさまざまな困難を抱えている女性や男性、あるいは男女の区別がなかなか難しいような方がいらっしゃいますので、そういった全ての方が生きがいを持って、それぞれのステージで活躍できる社会を実現できるよう、いわて男女共同参画プランの実現化を図ってまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 いわて男女共同参画プランの27ページの皆さんに期待することというところが、県民の皆さん、企業・団体、市町村と分かれています。特に県民の皆さんへの呼びかけが、やっぱりこれから大事だと感じますので、インパクトのある呼びかけが行われるようであればよいと思います。

先ほど特命参事兼青少年・男女共同参画課長から岩手県男女共同参画センターを通じてというお話もありましたが、もっと県民一人一人の意識づけができるような取り組みをぜひ工夫をしていただきたいわけですが、その点お聞きします。

○高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長 さまざまな方に周知啓発を図ったほうが

よいという御質問、御意見だと思います。先ほど岩手県男女共同参画センターの取り組みを御紹介させていただきましたが、今年度、いわて男女共同参画フェスティバル 2021 を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンラインを活用せざるを得なかった部分もありましたが、遠隔地などより多くの人にも見ていただくことができました。今後ともそういった工夫をしながら啓発活動に取り組んでいきたいと思っております。

○**佐々木努委員** いわて男女共同参画プランの関係については、一般質問でも取り上げましたが、改めて質問いたします。

県の審議会等における委員の割合について、もうここ 10 年以上計画を下回った状態が続いているため、これを改善してほしいという話をいたしました。いわて男女共同参画の推進のため環境生活部の役割をどのように考えているのか。いわて男女共同参画プランを見ると、環境生活部がかかわる部分というのは実は多くなく、商工労働観光部や福祉の分野が非常に大きいウエートを占めていると思います。そうするといわて男女共同参画プランを策定した皆さんの役割をどのように考えているのか、また進捗管理をどのようにやってきたのか、そして今後どのようにやっていくのかお示してください。

○**高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長** 男女共同参画は非常に幅広い分野にかかわってきますので、さまざまな部局の意見を取りまとめていわて男女共同参画プランを策定しており、我々としては施策の旗振り役や啓発活動を進めていくことが役割と考えております。

審議会の委員のメンバーにつきましても、さまざまな部局にヒアリング等を行い、状況を確認しながら調整を図っているところでございます。

また進捗管理につきまして、いわて男女共同参画プラン策定後は、岩手県男女共同参画審議会を今後も開催いたしまして、毎年、審議会の場で進捗状況を報告し、さまざまな御意見をいただいて、運営について改善を図っていきたく思っております。

○**佐々木努委員** 県組織内部での進捗管理、つまり部局を越えた調整や状況確認はどうなっていますか。

○**高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長** 例えば審議会の状況等は庁議の場で報告し改善に役立てており、そういったさまざまな形で進捗管理をしているところでございます。

○**佐々木努委員** そもそもいわて男女共同参画プランは、他部局も入れていろいろ議論して策定したのか、それともこういうものを盛り込むということをただ提案して、それを集めたのか、どちらなのでしょう。

○**高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長** いわて男女共同参画プラン策定の流れについての御質問と思えますけれども、一つ一つの施策につきましては各部局が責任を持って取り組んでおり、各部局と連携して策定しております。

また、いわて県民計画（2019～2028）のもとにこういったプランがありますので、そ

ういった背景を踏まえて各部局から事業内容を文書で提出してもらい、いわて男女共同参画プランとしてまとめていき、審議会においては、関係部局の担当課長等も出席のうえ進めております。決して我々だけでいわて男女共同参画プランを策定してはおりませんし、進捗管理も連携して進めているという状況でございます。

○佐々木努委員 そうしますと、定期的に関係部局の担当者が集まって、年に1回でも2回でも、お互いに議論をしながら進捗管理することはないということですか。

○高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長 進捗管理のためだけに担当者が集まり口頭で話し合うということはしておりませんが、いわて男女共同参画プランはそれぞれの部局で進めている事業に直結しますので、各部局と密に連携して策定しております。

○佐々木努委員 こういう多分野にわたる計画は、往々にしてつくったところが一番大変な思いをするというか、非常に気持ちはあってもほかの分野がなかなかそれについてきてもらえないということがよくあります。

私もそういった経験がありますが、例えば年に1回、この指標がどうなっているのかを報告してもらうだけではなく、常にその担当の課長なり担当者が一緒になって、この部分はどうなっているのだということを意見交換していかないと、結局苦勞をするのは環境生活部だけで実績も上がりません。審議会の委員のこともそうです。環境生活部では頑張って40%絶対達成させたいと思っても、やっぱりそういう気持ちで、実は他の部署には伝わっていません。

今、男女平等やジェンダー平等などすごく注目されていますし、少子化の問題でもこれから大事になってきますので、新たな仕組みづくりというか、年に2回でも3回でも集まって、意見交換をする機会、仕組みを私はずひつくってほしいと思うのですが、企画理事兼環境生活部長の考えをお聞きます。

○藤澤企画理事兼環境生活部長 今、佐々木努委員からこういう計画をつくる部署が一番大変だといったお話をいただきました。実際そういうところがないとは言えないですけども、いわて男女共同参画プランは、例えば庁内で男女共同参画について協議する場合に、農林水産部では農村の女性の意見、また、土木関係ではけんせつ小町といった建築の部門で働く女性の意見などを吸い上げる場、また、今防災の場における女性の参画が非常に課題となっておりどうやって女性を参画させていくか、市町村などとも連携しながら担当部局で一生懸命検討しているところでございます。

男女共同参画はさまざまな行政の施策と絡まってまいりますので、そういった活動状況を庁内で共有して、そして今後の対策あるいはこれまでの振り返りを検討する場も庁内にございますので、そういったことをしっかりと進めていきたいと思っております。

それから、審議会の話が出ましたけれども、我々も目標を達成するのになかなか苦勞をしているところでございますが、典型的な例でいいますと医師や弁護士といった職にあつては女性は本当に少なく数%しかいない。そういった中で、どうやって女性をそういった代表となるところまで引き上げていくかということ、ことしの検討の中では、

やはり女性をそれぞれの世界で育てていく取り組みをお願いしなければならないのではないかという意見がありました。これは部門によっては時間がかかるかもしれませんが、長い目で育てていくということをお願いしようといったことも今後取り組んでいこうと思っております。

あとは可能な限り、それぞれの審議会の担当部局とヒアリングをしながら、本当にできないのか、もう少し上げられるのではないかということに実際本年度も取り組んでおり、来年度以降も必ず継続して行われていくこととありますので、何とか女性の意見がこういった政策決定の場に反映させられるよう取り組んでまいりたいと思います。

○佐々木努委員 企画理事兼環境生活部長のお話は、一般質問の答弁でも知事から聞きましたので、これから強力に進めてほしいと思います。繰り返しになりますけれども、商工分野に対して女性が活躍するための取り組みが非常に甘いのではないかという指摘を常にしてありますが、やっぱりそういうことだと思うのです。環境生活部では一生懸命、男女共同参画を進めようと思っても、実際に現場といいますか、そういうところの意識がまだまだ低いと私は思うのです。私は商工分野が一番低いと思っているので、そういうものを解消していくためにも常に職員間の意思疎通などを図っていくことが絶対必要だし、それをチェックする環境生活部の機能もしっかり働かせていかなければだめだと思うのです。今回新しい計画になりますから、ぜひこれからそういう方向でより強力に進めてもらいたいと思います。

○高橋若者女性協働推進室長 女性の特に商工部門との連携ということでお話をいただきました。いわて男女共同参画プランでは柱の3番目、女性の活躍支援というところに当たるかと思えます。この分野につきましても、特に女性の活躍は非常に重要な柱であると考えており、庁内に知事をトップといたします女性活躍推進本部会議を設けて各部長も出席し議論しているところであります。女性活躍推進本部会議は年に2回となりますが、その前段として商工分野や子ども・子育て分野等の関係部局と連携し、こういった対策をとっていくか、あるいは次年度の予算として、こういったものに注力していくか意見交換しております。

また対外的にはいわて女性の活躍促進連携会議という官民連携の組織を設立しており、商工会議所連合会ですとか商工、経済、銀行といった各分野を構成団体とします組織体で、さまざまな施策について議論しているほか、女性の人材育成は非常に重要だということで連携してセミナーを実施しているところでございます。

庁内における部局連携は非常に難しいというお話をいただきましたが、女性活躍推進本部会議のほか、岩手県男女共同参画審議会を開催するに当たっては、施策の進捗状況について十分に確認し、審議会委員に進捗状況を御説明できるよう関係部局も出席しております。また男女共同参画はいわて県民計画（2019～2028）の一つの分野としても位置づけられておりますことから、議会で御議論いただきながら進捗管理をしているところでございます。

また、進捗状況につきましては岩手県男女共同参画審議会での御議論のほかに、年に1回定性的な評価とあわせて指標に掲げる施策がどのくらい進捗したかを冊子としてまとめ公表し、議員の皆様方にもお示ししているところでございます。こういったことを総合的に実施しながら、いわて男女共同参画プランを旗に掲げ全庁一丸となって男女共同参画を推進してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐々木努委員 どういう審議会があって、どういふ議論がなされているかというのはわかっているのですが、実際に皆さんが調査した結果では、民間企業の方々、特に女性の方々の方が男女不平等、平等ではないと感じる割合が全然下がっていないわけです。それが現実だということです。どんなに知事がトップになって女性活躍推進本部会議で議論しようが、それがもうずっと長い間改善されていないということが私は問題だと言っているのであります。それが皆さんの仕事なのか、商工労働観光部の仕事なのか、それはどちらも大事なのだと思います。ただ環境生活部でまとめるということなのであれば、もっと他部局に強く働きかけるということをしていかないと何のための計画なのかわからなくなってくるし、きっと計画終了期間に指標というのは大した改善もされないし、さまざまな企業に対するアンケートにおいても県民の方々の期待、思いというのは高まっていかないと思います。難しい問題ですが、私は謙虚にやってほしいし、真摯に向き合っほしい。何々の会議をやってきたから、ここでいろんな議論をしているからいいということではなく、実際に実績がなかなか上がらないところをどういふ課題があって、どうしていくのだということを私は言っほしいわけですね。言いわけじみたことではなくて、やっている、やっているではなくて、こういう事情があっできない、これからこういうことに対してこういう施策でやっていきたいということ聞き取ったのですが、またそのことはあとでやりたいと思います。

○神崎浩之委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第53号第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 議案第 53 号第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画の策定に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 160 ページをお開き願います。第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画の策定につきましては、さきの 12 月定例会におきまして、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第 4 条の規定に基づき計画素案について報告事案として提出したところであり、その後議会における御審議やパブリックコメントにおける意見の反映などによる見直しを行い、今般同条例第 3 条第 1 項の規定により作成に関する議決を求めるものでございます。内容につきましては、お手元にお配りしております資料ナンバー 5-1 により御説明申し上げます。

初めに、1、策定の趣旨であります。新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例第 9 条の規定により、地球温暖化対策並びに新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関し、本県の地域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性について定めるものであります。

次に、2、計画案の概要であります。計画の実施期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 カ年とし、計画の目標、目指す将来像として省エネルギーと再生可能エネルギーで実現する豊かな生活と持続可能な脱炭素社会としております。地球温暖化対策に関する施策についてであります。省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進を掲げ、それぞれの施策の方向性について具体的な取り組みを進めていくこととしております。

次に、3、計画素案からの主な変更点であります。令和 2 年 11 月から 12 月にかけて実施したパブリックコメントなどでいただいた合計 194 件の御意見を踏まえ、素案を修正したほか、国の 2050 年カーボンニュートラルに向けた今後の対応の方向性を踏まえ、必要な見直しを行ったものでございます。

次に、素案に対する主な意見等の反映状況について御説明いたします。まず、2 ページをごらん願います。1、国の方向性を踏まえた修正について、国が作成した 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の内容を追加するとともに次世代自動車の表記を電動車に変更したほか、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に向けた方向性を踏まえ、県の役割として二酸化炭素排出量や再生可能エネルギー導入に関するデータの提供など市町村が地球温暖化対策を計画的に推進するために必要な支援を行うことを追記いたしました。

2、火力発電に頼らないゼロカーボンの考え方について、さきの 12 月定例会の環境福祉委員会における名須川晋委員からの御指摘を踏まえ、本県では大規模な火力発電や原子力発電の立地がないことの説明のほか新たに豊富な地域資源を活用して再生可能エネルギーの積極的な導入促進を図ってきたことなどを追記いたしました。

また、4 から 7 の施策の追加ですが、住宅の省エネルギー化を促進するための住宅の省エネルギー性能に関する相談、助言の実施、太陽光発電及び蓄電池システムの設置に

係る初期費用軽減を図る共同購入事業の実施、廃棄物のエネルギー活用を促進するための廃棄物処理施設の整備におけるエネルギー回収設備等の導入に係る助言、県有施設への再生可能エネルギー電力調達推進のための電力の調達に関する環境配慮方針の策定などを追記し、施策の充実を図るとともに公共交通機関の成果指標として第三セクターの鉄道、バスの一人当たりの年間利用回数を指標として新たに加えました。

次に、9から10の課題認識について、一定の省エネルギー対策を講じた住宅戸数の割合と間伐面積が目標を下回った主な要因を追記するとともに、二酸化炭素以外の温室効果ガスの課題を踏まえ、環境保全型農業の推進、廃棄物焼却量の減少の必要性などについて追記しました。

12、各施策と実行主体、13から14、データ、図表の追加については、施策掲載時に県民、事業者、市町村などの実施主体を追加するとともに、グラフや図表を追加し、計画の内容の充実を図ってきたところでございます。

これらの修正を反映した計画最終案については、お手元にA3判の概要及び計画本体をお配りしておりますが、詳細について説明は省略させていただきます。

最後に、今後の予定についてであります。1ページにお戻り願います。4、計画の策定のとおり、今後県議会の議決をいただいた後、速やかに計画を策定し、県民等へ公表することとしております。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○**千田美津子委員** いわてゼロカーボン戦略ということで、非常に大事な計画になっております。国が昨年、2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにすることを宣言したわけですが、岩手県はその前年度に宣言をしていると、そういったこともあって国の削減目標が今まだ26%なのです。それに対して岩手県は41%を掲げたということで、これは非常に大事な点だと思います。ただ、それを実際そのように取り組むことができるかどうかこれからの運動にかかってくるわけですが、まずその41%にした議論の経過についてお聞きします。

○**高橋温暖化・エネルギー対策課長** 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の策定に当たりましては、岩手県環境審議会の政策作成に係る専門の部会で何度も議論をしてきたところでございます。この中では、まず温室効果ガス排出量2050年実質ゼロを目指すという大きな目標がございますので、その目標のためには2030年にどの程度削減しなければならないのか、そういった部分についてもその専門の部会で議論いただきまして、41%の目標達成を目指すということになったというのが経過でございます。

○**千田美津子委員** まさに岩手県環境審議会で議論されたという点だと思います。国も一応掲げてはいるのですが、このままのスピードだと2050年になっても8割削減さえできないのではないかと世界では指摘をされております。そういった意味ではNGOなどは国全体でも少なくとも40%から50%に削減すべきだという指摘をしているわけです。

これを達成するためのこれからの取り組みが非常に大事だと思います。よろしくお願いいたします。

あともう一つは、IPCC 1.5°C特別報告書が出されておまして、これが非常に大事だと思います。このままだと1.5度以上になるということで、いかに1.5度未満に抑えられるかが世界的に大事なことだと思います。

その上でも温室効果ガス排出量半減というのが絶対必要なところだと思いますが、このIPCCの見解等については何か議論がありましたでしょうか。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画作成に当たり、パリ協定の中では2度目標があつて、できれば1.5度にする必要があるということで二つの目標が掲げられております。この1.5度と2度の違いというのは、さまざまな形で紹介されており、0.5度の違いの中で、非常に大きな影響になるということが議論されていると承知しております。議会などでもパリ協定の現状、そういったものにつきましても議論いただき、高い目標を目指すとしてきたところです。

県としましても、パリ協定の1.5度目標のためにどういったことができるか、国の施策と連動しながら県独自の取り組みも進めてまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 まさにそういう取り組みをこれから広げていくことが非常に大事だと思います。それで、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中で県民運動の推進の項がありました。これは、2019年の現状値で地球温暖化に取り組んでいる県民の割合が77.5%とありまして、2025年の目標値が80%となっています。少しは上がるのですけれども、私は温室効果ガス排出量半減を目標にすればどの程度かは別として、本当にもっと広げないと半減はできないと思うのです。ですから、掲げた目標は目標としてもっとそれを上回る取り組みを目指していかないと最終的な半減にはならないわけで、そういう点でぜひ努力いただきたいというのが一つです。

それから、県の率先的取り組みの推進の中で、自動車から徒歩や自転車利用への転換に関する取り組みの実施ということがありました。すごく大事なことだと思うのですが、地方ではなかなか公共交通機関が大変な状況の中で、環境には非常にいいのです。ただ、それをどう進めていくかが非常に課題だと思いますので、これを新規に取り入れた決意も含めてどう取り組むかについてお聞きしたいと思います。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 まず、地球温暖化防止に取り組む県民の割合として80%の目標を掲げることにありますが、アンケート調査ですので、一気に100%とか、そういった形で数字として表れるのは難しいとは思いますが、ただ今回、国でも2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すということで非常に機運が高まっているという現状がございます。県としてもそういった国全体あるいは県全体の地球温暖化対策に関する機運をしっかりと酌み取って、できるだけこの目標を越えるような形で取り組んでいきたいと考えております。

もう一つ、自動車から自転車、徒歩への転換の取り組みにつきまして、どうしても公

公共交通機関を使えない方とか、実際問題としてそういった現状はあるかと思いますが、例えば週何回か天気の良い日に自転車を使うなど、一つ一つの取り組みが非常に重要になってくると考えております。県としましては、知事を会長とした岩手県地球温暖化対策推進本部会議がございまして、こういった会議の中で、組織としてすばらしい取り組みをしている優良事例などを紹介しながら、自転車や公共交通機関の利用促進を働きかけていきたいと考えております。

○千田美津子委員 今回の部分ですけれども、非常に自然的といいますか、自転車とか歩いたり非常に健康にもいいわけです。ただ、実際にはなかなかできないというのがあります。これまでも県庁も含めていろんなところで、そういう取り組みをやられてきた経過がありますが、ゼロカーボンには本当に地球規模で取り組まなければならない状況まで来ていて、やれる人がやればよいという状況ではないと思います。ぜひいろいろ工夫を重ねて周知を図り、県民運動として取り組んでいかななくてはならないと思います。ぜひ計画にとどまらないいろいろな発想でこれを豊かに発展させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 委員御指摘のとおり、世界的に地球温暖化が急速に進んでいるという現状がございまして、こういった地球温暖化対策にしっかり取り組むことが重要でございます。第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の目標達成にこだわらず、より多くの県民、事業者、市町村等、そういった各主体を巻き込み、連携を図りながら地球温暖化対策にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○神崎浩之委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第54号岩手県食の安全安心推進計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤食の安全安心課長 議案第54号岩手県食の安全安心推進計画の策定に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の163ページをお開き願います。岩手県食の安全安心推進計画の策定

につきましては、さきの12月定例会におきまして県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第4条の規定に基づき計画素案について報告議案として提出したところであり、その後パブリックコメント等における御意見を踏まえ、最終案を作成し、今般同条例第3条第1項の規定により策定に関する議決を求めるものであります。

内容につきましては、お手元にお配りしております資料ナンバー6-1により御説明申し上げます。初めに、1、策定の趣旨であります。岩手県食の安全安心推進条例第7条の規定により食の安全安心の確保に関する施策の方向、実施すべき施策等について定めるものであります。

次に、計画案の概要でございます。計画の実施期間は、令和3年度から令和7年度までの5カ年とし、計画の基本目標につきましては県民に信頼される食品が生産・供給され、安全で安心な食生活が営める社会としています。

施策の方向についてであります。ア、イ、ウの三つの施策の柱としております。アの安全で環境負荷の少ない食品の生産、製造等の推進では、生産段階における食品の安全性の確保への支援ほか3項目、イの食品に関する信頼の向上と県民理解の増進では、食品の適正表示の推進ほか3項目、ウの監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実では、生産段階における監視・指導ほか5項目の計14項目を実施すべき施策として定め、具体的な取り組みを進めていくこととしております。

次に、3、パブリックコメント等の状況でございます。令和2年11月から12月にかけてパブリックコメント及び県内4カ所で地域説明会を開催し、御意見を募集しました。合計5件の御意見が寄せられましたが、素案の修正を要する意見はありませんでした。最終案については、お手元にA3判の概要及び計画本体をお配りしておりますが、12月定例会で御報告した素案から大きな変更はなく、詳細につきましては説明を省略させていただきます。

最後に、今後の予定についてであります。4、計画の策定のとおり、今後県議会の議決をいただいた後、速やかに計画を策定し、県民等へ公表することとしております。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定

いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

次に、環境生活部関係の請願陳情の審査を行います。

初めに、受理番号第 35 号預託法及び特定商取引法の改正並びに執行強化を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○藤本消費生活課長 受理番号第 35 号預託法及び特定商取引法の改正並びに執行強化を求める請願について御説明いたします。

お手元に配付しております資料 7 をごらんください。1 の預託法及び特定商取引法の改正を受けた検討の背景についてであります。近年高齢者の脆弱性につけ込んだ、より巧妙な悪質商法による被害が増加してきているほか、デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた新たな日常への移行など消費者を取り巻く環境が変化してきております。こうした状況を踏まえ、消費者庁では特定商取引法及び預託法の制度のあり方に関する検討委員会を立ち上げ、昨年 8 月に報告書を公表いたしました。

2 の販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等についてであります。販売預託商法とは、事業者が消費者に販売した商品を預かり、それを運用して得られた利益を消費者に配当すると告げて高額な商品を購入させるものです。報告書では、販売預託商法は預託法において原則禁止すべきであると提言しています。

次に、3 の詐欺的な定期購入商法の規制強化についてであります。定期購入に関する消費生活相談件数は、近年急激に増加しています。消費者の誤認を招く表記で注文をさせたり、いつでも解約できると強調しながら、実際には解約条件が厳しく、解約が困難となる場合があります。

報告書では、特定商取引法において解約を不当に妨害する行為を禁止するとともに、解約権等の民事ルールを創設する必要があると提言しています。さらに、現状では定期購入に関する相談の多くがインターネット通販によるものであることから、ガイドラインについても早期に見直しを行う必要があると提言しています。

続きまして、4 の送り付け商法、いわゆるネガティブ・オプションへの制度的措置についてであります。送り付け商法とは、消費者が注文していないのに一方的に商品を送りつけて代金を請求するというものです。最近では、新型コロナウイルス感染症をめぐる社会不安につけ込んだマスクの送りつけなどがあります。報告書では、こうした送り付け商法について、消費者は商品の代金の支払い義務は負わないということの周知をさらに強化するとともに、制度的な措置を講ずる必要があると提言しています。

5 の国の動きについてであります。報告書での提言内容を踏まえた改正法案が 3 月 5 日に閣議決定され、今国会に提出されたところです。概要については、4 ページ目の資料を御参照ください。

次に、6 の県の取り組み状況についてであります。県では、消費者トラブルを未然

に防止するため、各種広報媒体を通じた情報提供や啓発のほか、出前講座などを通じて県民への注意喚起を行っております。さらに、消費者被害に遭われた方に対しては消費生活相談員による相談対応や弁護士相談による法的サポートなど被害の解決に向けた取り組みを行っております。また、岩手県立県民生活センターに専門職員を配置し、悪質な事業者に対して国や関係機関と連携しながら適切な法執行に努めております。

以上で受理番号第 35 号についての参考説明を終わります。

○**神崎浩之委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**米内紘正委員** 質問でございます。今回の請願内容は、国に対する意見書の提出ということでもありますけれども、先日閣議決定されて、既に法改正に向けて進んでいるわけでございますけれども、そこと違いはあるのでしょうか。

○**藤本消費生活課長** 請願内容と法改正の内容についてであります。資料ナンバー 7 の 4 ページ目に今回の改正法律案を掲載しております。こちらで請願の内容については、まず盛り込まれているということでございます。左側の特定商取引法の主な改正内容の通信販売の詐欺的な定期購入商法対策ということでは誤認をさせないような表示、そしてそれに対しては直罰化するという記載であるとか、そういう誤認するような表示によって申し込みをした場合には、申し込みの取り消しを認めるなどという内容になっております。

また、2 番の送り付け商法対策についても現在は 14 日間保管した後は消費者が処分してもいいということになっておりますが、こちらも特定商取引法改正後は直ちに処分が可能になるということで報告書の内容が盛り込まれているところとなっております。

また、右側の預託法の主な改正内容につきまして、販売預託については原則禁止するという内容になっておりますし、現在、預託法は対象の商品が限定されているのですけれども、限定列举を廃止して、全ての物品が対象になるという形になっております。

ちなみに、今回の請願に盛り込まれていない内容につきましては、特定商取引法の主な改正内容の 3 番になります。こちらは契約書であるとか、クーリングオフの通知書を書面ではなく電子的な方法でも可能にするという内容で、今回の改正法案に盛り込まれているところです。

○**神崎浩之委員長** 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**神崎浩之委員長** それでは、再開いたします。

ほかに質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において、原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**神崎浩之委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただき、これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については、当職に御一任願います。

次に、受理番号第 38 号コロナ禍をのりこえるためにもジェンダー平等施策を強めることを求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○**高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長** それでは、受理番号第 38 号コロナ禍をのりこえるためにもジェンダー平等施策を強めることを求める請願について御説明させていただきます。

お手元に配付している資料ナンバー 8 をごらん願います。まず、1 の選択的夫婦別氏制度についてであります。が、(1)の法務省の検討状況としましては、平成 8 年 2 月に法制審議会が選択的夫婦別氏制度の導入の提言を盛り込んだ民法の一部を改正する法律案要綱を答申したことを受け、平成 8 年及び平成 22 年にそれぞれ改正法案の準備がなされたところではありますが、国民各層にさまざまな意見があること等からいずれも国会に提出するには至っていないという状況でございます。

(2)の令和 2 年 12 月に閣議決定されました国の第 5 次男女共同参画基本計画における記述でございますが、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度のあり方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も

踏まえ、さらなる検討を進めるといった形で記述が盛り込まれたところでございます。

(3)の内閣府が2017年に実施した世論調査によりますと、夫婦は必ず同じ名字、姓を名乗るべきであり、法律を改める必要はないとの回答は29.3%、法律を改めても構わないは42.5%、夫婦は必ず同じ名字、姓を名乗るべきだが、婚姻前の氏を通称として使えるように法律を改めることは構わないは24.4%となっているところでございます。

次のページをごらん願います。続きまして、2の女子差別撤廃条約の選択議定書について御説明させていただきます。まず、(1)の女子差別撤廃条約についてであります、男女の平等や女性に対する差別の撤廃に関する基本的かつ包括的な条約でございます、条約の締結国はあらゆる分野における女性に対する全ての差別を禁止する適当な立法、その他の措置をとること等が規定されておまして、昭和56年に発効され、我が国では昭和60年に批准しているものでございます。

次に、(2)の女性差別撤廃条約選択議定書であります、条約において定められた権利の侵害の被害者と主張する個人等が女子差別撤廃委員会に通報し、委員会はこれを検討の上、見解または勧告を各締結国等に通知することができる個人通報制度について定めているものでありまして、平成12年に発効されておりますが、我が国においては未締結となっているものでございます。

続きまして、(3)であります、国の第5次男女共同参画基本計画では、女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整備を含め早期締結について真剣な検討を進めるとされているところでございます。

次のページ、3ページをごらん願います。3の国の女性の貧困施策・DV施策について御説明させていただきます。個別の施策につきましては、他部局の所管となりますが、ジェンダー施策を所管する当部で一括して御説明させていただきます。

まず、(1)のひとり親家庭等自立支援策についてであります、国では母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を定めて施策を実施しているところでございます。

アのひとり親家庭等の自立支援策の体系でございますが、ひとり親家庭等に対する支援として子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策の4本柱により総合的に施策を推進しているところでございます。

イの国の役割についてであります、これらの施策が都道府県及び市町村において円滑に実施されるよう、施策や制度の企画立案等や都道府県及び市町村に対する支援を行うものでございます。

ウの近年の主なひとり親支援施策の拡充内容についてであります、児童扶養手当法の改正により、支払い回数を年3回から年6回に見直したことや児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し等が実施されているところでございます。

次のページをごらん願います。4ページ目でございます。(2)のDV施策についてであります、国では配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する

基本的な方針を定め、施策を実施しているところでございます。

アのDV施策の内容であります。基本的な方針では通報、相談、一時保護、自立支援、保護命令等の施策の内容によりDV施策を推進しているところでございます。

イの国の役割であります。内閣府や法務省、厚生労働省などの関係省庁が相談、保護、自立支援等のさまざまな段階において緊密に連携してDV対策に取り組んでいるところでございます。

以上で受理番号第38号について説明を終わります。

○**神崎浩之委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**米内紘正委員** 意見と質問が何点かあるのですけれども、まず請願事項が1、2、3とありまして、2と3に関しては、今お配りいただいた資料にもありましたとおり、政府でも女子差別撤廃条約は真剣な検討を進めるということで、関係省庁と調整を進めていると、3番に関しても第5次男女共同参画基本計画の中で具体的な方向性が示されているということで賛成をいたしたところであります。

1番の夫婦が別姓を選べる制度の民法改正ですけれども、選択的夫婦別姓の導入を望む声というのが近年ふえてきて、改正によって社会的な不利益を被ったり、事実婚を選択せざるを得ない状況があるというところは認識しております。

一方で、選択的夫婦別姓というところで、同姓制度ができたのは明治31年なので100年ちょっとの家族観ではあるのですけれども、それでも今の世代を生きている方々がこの情勢の中で伝統的な家族観というところを重視されている方もいます。

配っていただいた資料を見てみると、総数でも同姓と、あと婚姻前の姓を例えば免許証等でも使えるように法制度をしっかりと整えるべきだということが半分以上を占めているわけでありまして。これは2017年のデータということですが、岩手県では同姓とすべきだ、選択的夫婦別姓あるいは婚姻前の姓をしっかりと法整備すべきだのような三つの選択肢で、今こういった調査をされていますか。

○**高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長** 夫婦別姓制度に関する調査ということでございますが、岩手県においては今のところそういった調査はしておりません。

○**米内紘正委員** 今回岩手県としてこういう請願を上げるということで、選択的夫婦別姓制度を取り入れる民法改正を請願するには少し時期尚早なのかなど。もっとしっかり議論しないと、いろいろな考え方の人がいるわけです。だから、岩手県内においてもどういう地域にどういう考え方の方がいらして、それをクリアしていくためにはどういう取り組みが必要なのか。特にこの制度に関してこの世論調査を見れば、2017年のデータですけれども、年代が上の方、60歳代、70歳以上の方のところは、やっぱりこれまで自分たちが慣れ親しんできた制度でいてほしいというアンケート結果が出ているので、ここは国会においてもまずは議論を求めるべきではないか。昨年12月ころからいろいろメディアでも取り上げられて、議論が二十数年ぶりぐらいにしっかりと沸き起こってきた。その中で県においても県内ではこういう考え方があるのだ

というところをしっかりとまとめた上で請願を出すべきという理由から、1に関しては反対をいたしますので、2、3の部分の採択とする意見でございます。

○千田美津子委員 まず、女子差別撤廃条約関係でありますけれども、この間、女子差別撤廃委員会から女子差別撤廃条約第16条の夫及び妻の同一の個人的権利は再三にわたって法律改正の勧告がなされてきたと思いますが、その点はどのように認識されているでしょうか。

○高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長 女子差別撤廃条約につきまして、選択議定書のお話かと思っております。国においてもそういった意見を踏まえて、検討がされているという状況だと思います。

○千田美津子委員 この間ずっと指摘をされてきたということで、その上に立って今検討されているという答弁でいいですね。では、そこをもう一回。

○高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長 この問題に関しましては、国でも国際的ないろんな意見を踏まえて真剣に検討がなされているものと考えております。

○千田美津子委員 夫婦別姓の問題であります。いただいた資料は、2017年度世論調査ということになります。それで、あまり変わらないですけれども、内閣府で2018年に調査をしていて、賛成は43%、法律を変える必要はないは29%だったようで、50歳以下では賛成が半数を超えています。それから、直近の朝日新聞社の調査では賛成が7割、それから高校生を中心とした調査では9割が賛成という状況になっているのですけれども、これらは把握をされているでしょうか。

○高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長 選択的夫婦別姓制度のいろいろなアンケートとか調査などが報道されているのは承知しています。

○千田美津子委員 いずれそういう状況にありますので、先ほど時期尚早という話もあったわけですが、私はもう機は熟していると考えております。そういった意味で、1も含めて全部採択をするべきだと考えますので、意見として申し上げます。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「全部採択」「一部採択」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 全部採択、一部採択との意見がありますが、請願については項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例では請願中採択できない事項があるときは当該事項を除き採択することとして一部採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がある場合には項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承を願います。

初めに、本請願の中で項目の1を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立多数であります。よって、請願事項の1は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立全員であります。よって、請願項目の2は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の3を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立全員であります。よって、請願項目の3は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において、原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**神崎浩之委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただき、これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については、当職に御一任願います。

以上をもって環境生活部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**佐々木努委員** 先日発表されましたいわて気候非常事態宣言についてお聞きしたいと思います。これは請願を受けてということで、県の判断では国に要求したいと思うわけですが、これをいかにして県民に周知を図っていくことができるか、市町村あるいは民間の取り組みにつなげていくことができるかということが一番大事で、宣言したからそれでいいのだということには絶対ならないと思うわけでありまして。実際に県内でも三つの市町村が既に宣言していますが、そのほかの市町村について、県で把握をされているのかお聞きしたいと思います。

○**高橋温暖化・エネルギー対策課長** 気候非常事態宣言につきましては、現時点で三つの市町村が発表しており、都道府県を含めると本県が4番目というふうに承知しており

ます。県内市町村の今後の気候非常事態宣言の予定について、こちらで詳細を把握しているというものはございません。

○佐々木努委員 私はそこが実は問題ではないかと。ただ単に県がやればそれで終わりではなくて、県として取り組むのであれば全ての市町村が同じような考えで同じ方向を向いてやっていかないと何の効果も上がらないのではないかと。宣言したときにたしかテレビのニュースでもやっておりました。それから次の日の新聞に載りましたが、それっきりでありまして、ほとんどの県民が多分わからないと思います。本当に今大変な状況だということをおぼえてもらうには県だけではなく市町村にも宣言してもらおうと。もし宣言まで無理なのであれば、私は長野県を参考にしてみたのですが、全市町村が県の宣言に対して賛同するという事で名前を載せているという取り組みもありました。そこまでしないと、ただ出してしまったということになりかねないと思うのですが、その辺の認識はどうですか。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 委員御指摘のとおり、県として気候非常事態宣言を発表して終わりというものではないと認識しているところでございます。今回、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の策定とこのいわて気候非常事態宣言、これらにつきましては今後気候変動に関するイベント、セミナー、各種会議、ホームページ、あらゆる機会を捉えまして、施策などについてしっかりと情報提供を行うとともに市町村に対しても県の取り組みについてしっかりと伝えた上で、多くの市町村が県と一緒に取り組んでいただけるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

○佐々木努委員 ぜひ全県でまとまって取り組むように県の指導力を発揮していただきたいと思います。それから第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の策定も含めて今回大きな転機になったと思いますので、知事が記者会見で例えば家庭用の発電施設に対する助成とかLEDが云々と話しておりましたが、環境生活部としては再生可能エネルギー導入も含めた取り組みのいい好機になると思います。予算面でもこのことをしっかりと財政のほうにももちろん訴えながらですけれども、自分たちでこの宣言を発表したことによって、何をしなければならぬのか、何ができるのかということ、そういう大きな事業設計を次年度あたりにしっかりやっていただいて、実効性のある宣言にしてもらいたいと思います。

要望で終わります。

○神崎浩之委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○神崎浩之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小林正信委員 女性活躍推進ということで、今女性の貧困の部分で、生理の貧困というキーワードが聞かれるところです。女子学生が学費を捻出するために生理用品を買わないで学費のほうに回しているという現実があると聞きました。これについては、先日

閣議決定された孤独・孤立支援策の中にも、NPOが困難を抱える女性へ支援することについて補助がありまして、孤独、孤立を深める女性が社会とのつながりを回復できるようNPOの知見を活用し、きめ細かい支援を行っていくとなっています。その中で、女性活躍推進法に基づく多様な主体による協議会、これの中に困難を抱える女性を支援するNPOも参画することになっておりますけれども、岩手県において地域における女性活躍推進を進める連携体制はどのようになっているのか1点だけお聞きしたいと思います。

○高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長 女性活躍推進を進める本県の推進体制についてであります。午前中にも御紹介させていただきましたけれども、県では平成26年にいわて女性の活躍促進連携会議を設立し、こちらは経済団体ですとか産業団体、行政等による連携組織ですけれども、こういった連携会議を周知しまして、活動を進めているところでございます。順次この会議体にいろいろと工夫を凝らしながら進めておりまして、平成29年度にはこの中に防災部会、子育て支援部会、女性の就業促進部会、農山漁村輝く女性部会、けんせつ小町部会といった5部会を設置するなどして取り組みを進めているところでございます。

○小林正信委員 この中にも困難を抱える女性を支援するNPO等がしっかり参画しているという理解でよろしいでしょうか。

○高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長 今御紹介いたしましたいわて女性の活躍促進連携会議ですけれども、経済団体等といろいろ連携しながら、職場等での女性の働きやすい環境整備といったことを進めております。

それから、先ほど御質問がありました貧困対策等の問題については、岩手県男女共同参画センターを中心として取り組みを進めているところでございます。

○小林正信委員 国からの補助がある場合は、岩手県男女共同参画センターのほうに補助があるという理解でよろしいでしょうか。

○高井特命参事兼青少年・男女共同参画課長 岩手県男女共同参画センターの財源の問題であります。そういった国の予算を適切に活用しながら運営しているというところでございます。

○小林正信委員 先ほど申し上げた生理の貧困という課題は、本当に喫緊の部分もあると思いますので、岩手県男女共同参画センターでも女性の孤立についてサポートするような体制をぜひもっと強化し、取り組みを進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

本日は今年度最後の委員会となりますが、3月末をもって藤澤企画理事兼環境生活部長は退職されるということでありまして、あるいは異動される方もおられるということで

あります。長い間大変ありがとうございました。皆さんを代表して、藤澤企画理事兼環境生活部長から一言お願いしたいと思います。

○藤澤企画理事兼環境生活部長 まず本日は、岩手県環境基本計画を初めとする四つの計画を御承認いただきまして、本当にありがとうございます。それから、3月4日の当委員会におきましては食育推進計画など三つの計画について御報告を申し上げました。今年度はまさに環境生活部にとっては計画策定の年でありました。私どもは岩手県の暮らしの基盤を支えつつ、一丸となって活躍できる社会あるいは持続可能な社会を目指して日々多くの課題に向き合ってまいったところでございます。委員の皆様にはさまざまな角度から御意見や御指導を賜りまして、こうして計画を策定することができ、またさまざまな施策を実現することができましたこと本当に感謝申し上げます。

私ごとで甚だ恐縮ではございますが、県に採用された当時は、果たして仕事と、それから家庭や育児と両立できるのかどうかと手探りの状態でありましたけれども、これまでの間多くの諸先輩方の御努力によりまして制度がいろいろと改善されてまいりました。それから職場や社会の意識も少しずつ変化してまいりまして、また私自身もたくさんの助けを周りからいただいて、こうして職員生活を終えることができることに大変感謝しているところでございます。

来年度は、環境生活部は七つの計画のスタートの年となりますので、また委員の皆様から御指導、御鞭撻をいただきながらしっかりと環境行政を担ってまいりたいと思いますので、引き続き御指導よろしくお願いいたします。誠にありがとうございました。

○神崎浩之委員長 大変ありがとうございました。皆様の新天地での御活躍を御祈念申し上げます。環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。

議案第21号岩手県薬事審議会条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○富士健康国保課総括課長 議案第21号岩手県薬事審議会条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。まず、1の制定の趣旨であります。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正によりまして、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度が新設され、その認定事務を都道府県が行うこととなりました。そして、当該認定制度の運用状況等について、地方薬事審議会で調査審議することとされたことから、審議会を設置するため条例、必要な事項を定めようとするものであります。

連携薬局の制度概要については二つございまして、資料の中ほどに記載しております。地域連携薬局は、地域包括ケアシステムにおいて薬局と医療機関等が情報連携を図り、在宅療養患者等の効果的な医療を支援する機能を有することとなるものです。また、専

門医療機関連携薬局は、がんに関する専門研修を修了した薬剤師を薬局に配置し、岩手医科大学附属病院等のがん診療連携拠点病院との密な連携を図り、がん患者の治療を支援する等の役割が期待されているところであります。1拠点病院当たり2薬局程度の認定を目指すこととしております。

次に、2の条例案の内容についてであります。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づきまして、委員の人数、会議の開催方法など岩手県薬事審議会の組織、運営等に関し必要な事項を定めようとするものであります。

最後に、施行期日であります。この条例は令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**木村幸弘委員** 条例を制定することによって、今度は県が薬事審議会を設置して認定していくという理解でいいのかどうか。それから地域連携薬局と専門医療機関連携薬局それぞれの患者との関係性がどういう位置づけになっているものなのか。そして今の説明で気になったのですけれども、専門医療機関連携薬局は、1拠点病院当たり2薬局程度を認定するというお話でありましたけれども、そうすると例えばがんで処方されている薬などについては、これまで私は処方せんを持って地域の薬局に行き処方していただいていたわけですが、それが今度は指定された薬局でなければその処方せんの対応ができなくなるのか。そうすると、利便性という点からいえば逆に患者にとって、十分な状況ではなくなるのではないかと感じたものですから、それらの点についてもう少し詳しく説明していただきたいと思っております。

○**福士健康国保課総括課長** ただいま木村幸弘委員からお尋ねのありました大きく2点でございますけれども、このたびの岩手県薬事審議会の設置に関しまして実は再設置で、かつて本県では設置しておりました。その当時は、薬局を開設する際に距離規制というものがあり、それが憲法違反になるということで、その後薬事法が改正されました。その後も岩手県薬事審議会は継続して運営されておりましたけれども、個別に審議するような内容等が特段見当たらなかったということもあり、当時の行政改革との絡みの中で廃止したという経緯があります。今回は、また新たに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が改正になり、こういった認定制度ができたことで、その運用状況について審議会できちんと管理することが定められたところでございます。こういった経緯から、今回再設置をするという経緯でございます。

もう一つ、新たに認定される二つの連携薬局の制度でありますけれども、まず地域連携薬局は、これまでかかりつけ薬局という仕組みもありましたが、地域包括ケアシステムの中で、さらに薬局も薬剤の専門の知識を持った専門職として広く深くかかわっていくというのが今回の狙いでありまして、今までであれば、処方せんを通じてしかなか

患者とかかわる機会がなかったのですけれども、今後は例えばこの患者がどういう治療を受けているのか、どのような経過をたどっているのか。また在宅でどのような医療提供を受けているのかというあたりも、医療機関からの情報を共有しながら丁寧にかかわっていく形が可能になると考えております。

また、専門医療機関連携薬局についてはがん診療連携拠点病院との連携が特に求められております。委員御発言のとおり実際に抗がん剤等の処方については、今までも調剤薬局で行ってきたものですが、特に高度な研修とか、そういったものを受けた方が今後認定されていく形になります。例えば抗がん剤の点滴など、特に専門知識を持たなければできないようなものも在宅で行えるようにしていくための橋渡しをこの専門薬局が担っていくような形が、国の制度上も期待されております。ですので、従来からがん患者へのかかわりを持ってきたかかりつけ薬局に、さらに一段高いものを持ったものが今後置かれていくということが期待されております。

○木村幸弘委員 利便性が向上していくという意味もあるのだろうと今のお話を聞いて理解しました。あと地域連携薬局というと、例えば地域包括ケアシステムでは高齢者のケアのために介護施設、病院、社会福祉協議会とか、いろんな方々がかかわりを持ち、チームで対応していくわけですが、その中に薬剤師もかかわっている、それから医薬関係からフォローアップしていく役割を持つということでもいいですね。そうすると、例えば患者がふだんお世話になっている薬局の薬剤師が指定されるものなのか、あるいは地域連携薬局という位置づけでかかりつけの薬剤師とは全く別な形で、個人情報も共有しながら第三者的にというか、そういった立場でチームにかかわるようになるのか、その辺はどうでしょうか。

○福士健康国保課総括課長 委員からお話があったとおり、地域の患者はかかりつけの薬局を持っていることが通常の形だと思います。その中で、地域連携薬局になるためには一定の基準を満たさなければならず、詳しくは追って国の省令で示されることになっていますが、今のところ示されている国のガイドラインからすると、中学校区当たり1カ所程度という想定でおります。ただ、市町村によっては中学校が一つしかなかったり、都市部では複数あったりさまざまで、岩手県に合った基準を今後つくっていくことになると思います。

そういった中で地域包括ケアシステム、特に医療介護連携において調剤薬局が患者に接していったらいいというものについては、介護施設あるいは医療機関と連携しながら移行していき、今までどおりの形で対応する、そのあたりがだんだんすみ分けられていくものと思っております。

法施行後、いきなりすぐに切り替わるというのではなく、その基準を満たした地域からだんだんに展開していくものと理解しています。

○木村幸弘委員 地域包括ケアシステムの関係やいろいろな取り組みを含めてですが、薬剤の情報についても、例えば岩手中部圏域であれば、薬局も中部ネットなどを

通じて患者個人の情報を共有されていますよね、病院から何から。そういったチームとして活用されていけば、より効果が上がるだろうと思います。認定の取り扱いについては、患者にとって、あるいはその関係家族にとって戸惑いのないよう、しっかりとした対応ができるように進めていただきたいということを要望して終わります。

○千葉伝委員 岩手県薬事審議会が設置されるということで、令和3年4月1日から条例が施行になるとのことですが、岩手県薬事審議会の委員にはどういう方になるかについて、選定方法と何人ぐらいを想定しているか、あるいは男女比、もし今の想定の中でわかれば教えてください。

○福士健康国保課総括課長 岩手県薬事審議会の委員の構成でありますけれども、12人以内という規定にしたいと考えております。岩手県薬事審議会条例の第2条の第1号から第4号に大まかな区分を規定しており、一つは薬事関係の団体ということで、今まで業務と一緒にやってきた県薬剤師会であったり、あとは実際にお薬で消費者との接点のある登録販売者協会あるいは薬品の配置協議会、置き薬の関係の団体、卸の団体といった主要な薬事関係の団体と考えております。

また、もう一つは消費者側という視点で消費者団体連絡協議会あるいは地域婦人団体協議会のようなふだんお薬を消費者としてお使いになる方々を想定しております。これに加えて学識経験者として医師会、歯科医師会あるいは大学、行政機関として県あるいは盛岡市保健所なども想定しております。

女性については、我々も積極的に委員になっていただきたいと考えておりますので、まずはこういった団体の今の役職員の構成なども十分見た上で、そういった視点を持った方を積極的に登用していただけるようにお声がけをして、そして幅広い意見をいただけるような審議会としたいと考えております。

○千葉伝委員 選定方法は県が各団体の中から選定するのか、それとも団体ほうから推薦してもらう形でやるのですか。

○福士健康国保課総括課長 選定方法につきましては、基本的には今お話ししたような団体を想定し、あとは団体と相談しながら選任していくような形ですが、最終的には大体こういった方々をお願いしたいという県側の考えをお伝えした上で、各団体から推薦いただきたいと思っております。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 32 号ひとにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**阿部地域福祉課総括課長** 議案第 32 号ひとにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例案の概要について御説明いたします。

議案（その 2）の 113 ページをお開き願います。なお、便宜お手元の資料により御説明申し上げます。

まず、改正の趣旨であります。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の一部改正を受け、条例で引用している条文の整理等をしようとするものであります。

その内容につきましては、一つが条例で引用している法の条項にずれが生じることから改めること、もう一点が政令で定める特別特定建築物に小学校、中学校、義務教育学校または中等教育学校で公立のものが追加されたことから、これらの学校を条例で追加する特定建築物から除こうとするものであります。

2 点目について補足をさせていただきます。法において、特定建築物とは多数の者が利用する施設であり、そのうち特別特定建築物とは不特定かつ多数の者が使用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものであり、この特別特定建築物を建築しようとするときは政令で定める建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないとされているものであります。

地方公共団体は、その地方の自然的、社会的条件の特殊性により、法の規定のみによっては高齢者、障がい者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないとする場合において、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加することができるかとされています。本件におきましては、ひとにやさしいまちづくり条例において、学校教育法に規定する学校を追加しているところでございますが、今般政令の一部改正により政令で定める特別特定建築物の範囲が拡大され、小学校、中学校、義務教育学校または中等教育学校で公立のものが追加されたことから、条例で追加する範囲から除こうとするものであります。

具体的には参考のところに図で示しておりますが、法改正前と法改正後ということで変わるものでございます。

3 の施行期日ではありますが、令和 3 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

次に、保健福祉部関係の請願陳情の審査を行います。

初めに、受理番号第36号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○大内企画課長 受理番号第36号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願につきまして、お手元にお配りしております資料により御説明いたします。

まず、1の医療、介護、福祉に係る財源確保についてであります。令和3年度の厚生労働省予算案における重点事項としまして、新型コロナウイルス感染症から国民のいのち・雇用・生活を守り、「新たな日常」を支える社会保障を構築していくため、令和2年度第3次補正予算と合わせて、切れ目のない予算措置を行うこととされております。

予算のポイントは2ページのとおりでございます。

3ページをごらんください。2の公立公的病院の統合再編や地域医療構想の見直し、(1)の公立・公的病院の再編統合についてであります。本県では10の医療機関が具体的対応方針の再検証の対象とされております。県としては、胆江地域を除く7医療機関において、現在の取り組みを維持することとして厚生労働省に報告を行っております。

下に参りまして、(2)の地域医療構想の見直しについてであります。国においては高齢化の進展に伴う医療需要の変化等の中長期的な見通しはコロナ禍においても変わらないことから、病床機能の分化や連携の取り組みが不可欠との考えのもと、必要病床数等の基本的な考え方を維持し、着実に地域医療構想を推進する方針としています。

一方、新興・再興感染症への対応については、医療計画に新たに記載し、機動的に対応することとしております。

4ページをお開きください。3の医師・看護師・医療技術職・介護職等の増員、(1)の医師・看護師・医療技術職についてであります。アの表をごらんください。人口10万人当たりの従事者数であります。看護職員と臨床検査技師の2職種は、全国平均を

上回っておりますが、医師や診療放射線技師、臨床工学技士については、全国平均を下回っている状況となっております。

中段のイの国への要望活動等についてであります。医師確保等について全国知事会や地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会による提言活動などを実施しているところでございます。

5ページの中段の(2)、介護職、アの表の介護分野における有効求人倍率についてであります。介護関係職種の有効求人倍率は全職業平均より高い水準で推移しています。

イの国への要望活動についてであります。全国知事会を通じるなど介護人材の安定的な確保、育成等について国に対して要望しております。

7ページをお開き願います。4の保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充についてであります。2の表は全国の保健所数の推移でございます。表の一番右側ですが、平成6年度において全国で847カ所設置されていたところですが、令和2年度においては469カ所と4割強の保健所が減少したところでございます。

(3)の保健所の恒常的な人員体制強化についてであります。国において感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化するために必要な地方財政措置を講ずることとしたところでございます。

8ページをお開き願います。(4)、本県の保健所、保健師数の推移についてであります。県では県内保健所の体制強化を図るため、通常の募集に加えまして、昨年12月に保健師の追加募集を実施したところでございます。これによりまして、令和3年4月1日の採用者数について、通常募集の7人と追加募集の8人を予定しております。令和2年度に比べまして10人程度保健師を増員する予定でございます。

9ページをごらんください。5のウイルス研究、検査・検疫体制などの強化・拡充、(1)のウイルス研究についてであります。国の支援等によりまして国内の試験研究機関等で研究が実施されており、公表されている厚生労働科学研究費は、令和2年度で36億5,000万円、下の表のとおり日本医療研究開発機構による新型コロナウイルス感染症対策に係る研究開発の支援につきましては総額1,386億円となっております。

10ページをお開き願います。(2)の検査・検疫業務についてであります。感染症に関する厚生労働省の研究機関としまして、国立感染症研究所が設置されているところでございます。また、検疫所につきましては全国の空海港に、支所や出張所を含めまして110カ所が設置されております。

11ページをごらんください。6の社会保障にかかわる国民負担について、(1)の社会保障給付費の推移であります。高齢化等の進展等に伴いまして2020年度、令和2年度予算ベースでは126.8兆円の給付費総額となっております。

(2)の国民負担率の推移であります。国民負担率とは租税負担と社会保障負担、公的年金や公的保険料などの社会保障負担の合計の国民所得に占める割合でございます。令和3年度の国民負担率の見通しは44.3%となっております。

12 ページをお開き願います。(3)の社会保障財源の全体像についてありますが、この数字は 2018 年度、平成 30 年度当初予算ベースでございます。社会保障給付費の財源としまして保険料のほか国庫、地方負担、資産収入等が充てられているものでございます。

(4)の全世代型社会保障改革の方針についてであります、不妊治療を保険適用するなどの少子化対策や高齢者医療の見直しなど全ての世代が公平に支え合う全世代型社会保障改革の方針が令和 2 年 12 月 15 日に閣議決定されたところでございます。

説明は以上でございます。

○神崎浩之委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○米内紘正委員 本請願に対しまして、請願項目が 6 項目あるのですけれども、そのうち 1、4、5 に関しては賛成であります、2、3、6 に対しまして反対の立場から意見させていただきます。

まず、2 番の公立公的病院の統合再編や地域医療構想の見直しという部分ですけれども、今配っていただいた資料にもありますとおり、今現状として県も地域医療構想を議論する中でいろいろ地域の声を踏まえた医療体制というのを考えていると。その中で、従業員に関しても 7 病院は現状の取り組みを維持すると報告されているということなので、やっぱりこれは引き続き地域医療構想自体を見直すのではなく、地域医療構想を考えていく中で、今回新型コロナウイルス感染症もありましたので、その地域を踏まえた適切な医療体制というのを考えていくというところで、2 番の見直しというところに対してちょっと違和感を覚えるものでございます。

3 番の医師の大幅増員というところですが、これに関しても配っていただいた資料の中で全国知事会の提言活動の中にもあります。やっぱり一番の問題は、医師自体を大幅に増員するのではなくて、都道府県単位で診療科だったり、偏在を見直していくべきで、このまま医師を大幅にふやしたからといって、今の課題が解決されるかというところではない。以前もお話ししましたが、医学部の定員が大幅増になったにもかかわらず、岩手県の場合、沿岸の常勤医師数は減る一方であります。つまり、ここの本質的な都道府県単位あるいは都道府県内の偏在をどうするかというところを考えなければいけない。全体で考えると、結局 2029 年ころ日本全体として医師需給が均衡し、以降は過剰となると推定されています。この全国知事会の意見書でもありますとおり、何が起こるかというところでもまた医療費の負担が国民全体にかかってくる。だから、先を見据えたときに問題の本質を捉えるべきという点から、3 番の医師の大幅増員というところに関して反対するものでございます。

6 番は、ちょっとよくわからなかったのですけれども、社会保障にかかわる国民負担軽減を図るということで、結局図ったところでその負担がどこに来るのかという話であります。もう今は日本自体いびつな人口ピラミッドの中で高齢化が進んで高齢者の医療費が物すごい勢いでふえている。あるいは医療技術の進歩、あるいは新薬の高薬価シフトが起こっていて、国全体として 40 兆円を超える医療費がかかっている中で、そこを最

最終的に誰が負担することになるのか。その負担軽減というのは、未来の世代に対してその負担を押しつけることなのか、そこのところの解決策というのが書かれていないので、この漠然とした6番の請願に対しては賛成できかねるところで2、3、6に関しての3項目は反対の立場から、本請願に関しては一部採択とさせていただきたいと思えます。

○名須川晋委員 保健師の増員などというところですがけれども、このコロナ禍で業務が逼迫しているということで、例えば東京都等では民間等に業務の一部を委託する、データを打ち込むとか、あるいは電話対応のところでは民間の力を借りるということも検討されているようです。本県でもこうして令和3年4月1日の採用者数は通常募集の流れに加えて追加募集が8人ふえるのは大変いいことだと思うのですがけれども、その辺で全国知事会の要望にある効率化、簡素化についてはこれまでどのように進められてきたのか、その点についてお聞きします。

○下山副部長兼保健福祉企画室長 まず、保健所の体制から御説明させていただきます。令和3年度に向けて10人程度の純増を図るといったことのほかに、令和2年度の途中からOGの保健師などを各保健所に1人ずつ配置しておりますが、令和3年度もこれは継続いたします。また、広域振興局では他の部局、林務部や土木部といったところが、保健所の例えば検体搬送などの業務を支援するという体制で当たっております。

それで、今委員からお話がありました業務の簡素化とか効率化といったことにつきましては、まだなかなか進んでいないというのが実態ではございますが、これについては必要な見直しを進めていきたいと思えます。また、このコロナ禍にあつて、普及啓発などが主になりますが、先延ばしできる業務は先延ばしするという対応をしているところでございます。

○千田美津子委員 地域医療構想の見直しについての国の対応は3ページに書いてあるとおり、必要病床数の基本的な考え方を維持すると、そして引き続き着実に地域医療構想を推進する方針だということでありました。そうなるとりわけ急性期部分で大きな削減をという方針を出していたと思うのですが、2015年と2025年でたしか高度急性期が16万9,000床あるのを13万1,000床にすると。それから、急性期が59万6,000床あるのを40万1,000床にして、トータルで2015年の76万6,000床から53万2,000床にということで、急性期関係を23万4,000床減らすというのが国の考え方だと思えます。

それで、新型コロナウイルス感染症もそうですが、やはり私はこの点が大きな矛盾というか、高齢者がふえるから、それから人口減少があるからこうしなければならないというその考え方そのものがおかしいのではと思うわけですが、その点はどのように考えていますか。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 地域医療構想の関係でございまして。詳しい数字は今持ち合わせていないのですがけれども、全体としまして急性期病床が岩手県としてもやや過剰、一方で回復期の病床ですとか、慢性期

の病床といった部分がやや足りないという現状を踏まえてどういうふうな病床構造にするべきかというものを示しているところがございます。こういったあるべき姿というところは、新型コロナウイルス感染症発生前から進めてきたわけでございますが、今回の新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて、県では一般病床として使っている病床を一時的に新型コロナウイルス感染症対応という形で転換して対応しております。もちろん感染症指定医療機関はございますけれども、そういった形で柔軟に対応できるような体制を構築していくということが必要ではないかと考えておまして、それが急性期病床、回復期病床、そういった区分とはちょっとまた別な考え方で柔軟な対応をしていくことが必要かと考えております。

現在、地域医療構想自体はまだ具体的な見直しを進めておりませんが、3年後の保健医療計画の見直しといった話もう出てきておりますので、その中で感染症病床も含めた見直しが図られていくと考えております。

○千田美津子委員 現場対応として、一般病床を転換して対応していると、本当はかなり御苦労があると思います。

それで、県は国の地域医療構想に対して、とにかく地域で検討してくださいと、直ちに統廃合やダウンサイジングが求められるのではないということで、どちらかという地域議論を進めるという立場で来ているのですが、ただいかにせん国はそれを推進する、目標設定した部分に近づけるということで来ると思いますので、これは大きな課題があると思います。

そして統廃合の件なのですが、病床を確保しようとしている病院に対して再編整理の話を持ちかけているわけですね。全国知事会ではやっぱりそれはナンセンスだと痛烈に批判している現状があると思いますし、あと全国市長会でも地域医療構想を進めること自体、地域医療の崩壊を加速させるおそれがあると懸念を示しております。それでも大幅な病床削減を進めるのかという怒りが出ているわけですが、そういう全国市長会あるいは全国知事会の見解は、現場に即した県民や市民の実態を見て住民の医療を守るという立場から発言されていると思うわけですが、この点どうでしょうか。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 我々としても地域の医療を守るという考え方は同一でございますが、市町村あるいは県としてこうあるべきだという考え方を踏まえて、当事者が希望しないような形で見直し議論が進むことを望んでいるものではありません。基本、県としては当事者あるいは医療機関といった方々の意見を調整し、そういったコンセンサスが得られるような場づくりを設定していくというスタンスで臨んでまいりたいと考えております。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「全部採択」「一部採択」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 本請願については、項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例では請願中採択できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとして一部採択を認めております。ついでには、項目によって意見が異なる委員がいる場合には項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承を願います。

それでは、初めに本請願の中で請願項目の1を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立多数であります。よって、請願項目の1は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立多数であります。よって、請願項目の2は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の3を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立多数であります。よって、請願項目の3は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の4を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立多数であります。よって、請願項目の4は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の5を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立多数であります。よって、請願項目の5は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の6を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立多数であります。よって、請願項目の6は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**神崎浩之委員長** ただいまお手元に配付いたしております意見書案をごらんいただき、これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第 37 号 75 歳以上の医療費窓口負担について原則 1 割負担の継続を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○**福士健康国保総括課長** 受理番号第 37 号 75 歳以上の医療費窓口負担について原則 1 割負担の継続を求める請願について、お手元に配付しております資料により御説明申し上げます。

まず、1 の窓口負担割合の見直しの概要についてであります。 (1) の経過等につきましては、今後団塊の世代が後期高齢者となり始めることに伴い、後期高齢者医療制度の医療費が増加することが見込まれることから一定所得以上の方について窓口負担割合を 1 割から 2 割に見直すこととされたものです。

次に、(2) の窓口負担割合につきましては、現在の負担割合は左側の表のとおりとなっておりますが、見直し後は右側の表の一般の区分のうち一定以上の課税所得や収入のある方については 2 割に引き上げられることとされております。

次に、(3) の対象者数につきましては、本県の後期高齢者医療制度の被保険者のうち 14.2% に当たる約 3 万 1,000 人の方々が 2 割負担となることが見込まれております。これは全国の割合を下回っている状況でございます。

次に、(4) の配慮措置につきましては、負担割合変更の影響を大きく受ける方に対応し、下にある図のとおり 1 カ月の負担増加額を 3,000 円以内にする措置が導入されます。具体例を申し上げますと、総医療費、下のバーのところに金額が書いてありますが、総医療費が 9 万円の場合、窓口負担割合が 1 割の 9,000 円から 2 割の 1 万 8,000 円になるところですが、配慮措置によりまして窓口負担額の上限が従来の 9,000 円に 3,000 円を足した 1 万 2,000 円となるものです。

次のページに参りまして、(5) の法律の施行期日につきましては令和 4 年の後半において政令で定めてから施行するとされております。

続きまして、本県の状況、まず(1)の保険者であります。岩手県後期高齢者医療広域連合が制度の運営主体となっております。

次に、(2)の財政構造につきましては保険給付費、かかった医療費を当該医療制度で

賄う部分の財源ということになります。法令に基づき約1割が保険料、約5割が国等からの公費、そして残りの約4割が他の保険者、これは国民健康保険であったり社会保険であったりということになるのですが、拠出する後期高齢者支援金、こういったもので構成されております。

次に、(3)の2割負担導入の影響につきましては、2割負担が実施された場合、本県の保険給付費は約15億円削減されることになりまして、その財源である保険料が約1億円、公費が約8億円、後期高齢者支援金が約6億円それぞれ削減されると試算されております。

最後に、3の国へ要望についてであります。全国知事会を通じて国の責任において、必要な医療への受診抑制につながるような低所得者に配慮した制度を検討するように要望してきたところでございます。説明につきましては以上でございます。

○**神崎浩之委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**米内紘正委員** 本請願に対し、幾つか質問と意見を述べさせていただきます。

まず1点目ですが、1割負担から2割負担になることによって、年平均8万3,000円から11万7,000円、3万4,000円もの負担増になると書いてあるのですけれども、例えば平成、令和と数十年の間に現役世代の医療保険等の負担率がどれぐらいふえているのか。あとは、例えば将来的に負担割合が今よりも低くなる見通しというのが、今の医療費の伸びの状況から考えてあり得るのかどうかお聞かせください。

○**福士健康国保課総括課長** ただいま現役世代の負担率の状況について御質問がありました。国全体での制度の話でもありますので、県としては現時点では手元にこれがわかる資料を持ち合わせておりませんが、国のこうした制度改革の背景として、もともとの負担を将来的に引き上げていくという考え方のもと検討がなされ、委員からもお話があったように現役世代の負担が将来さらに高まることのないよう世代間を越えて全体で、負担能力のある方については高齢者であっても一部負担をしていただくという考え方のもと進められているものと理解しております。

○**米内紘正委員** 今お話ありましたとおり、世代間で格差が生まれないように未来の世代までどう助けていくかというところを一番大切に考えなければいけないと私は思っています。全国健康保険協会の資料ですけれども、今から50年前、75歳の方が25歳のときの負担率は6.5%だったのです。今の医療保険はもう10%を超えてきています。年金になるともうこんなものではなく3倍以上負担がふえています。この3万4,000円という部分にだけスポットを当ててしまうのはどうかというところが1点目です。

また、この請願の文章の書き方ですけれども、75歳以上は40歳代から50歳代の2倍から6倍近い負担をしているのが実態であると書いてあるのですけれども、ただ40歳代から50歳代の人でも30年から25年後には75歳以上になって同じ額を負担するわけがあります。つまり、これは比較対照としてちょっとミスリードする形になるかと。未来の世代の負担割合がふえ、受診控えによって命が失われることがあっていいのかと。やっ

ぱりそこを考えたときにまず負担割合、今回も全て負担を引き上げているわけではなく、依然として優遇措置は残っています。そもそも2割ですし、高額療養制度もあります。現役世代は同じ所得水準でもみんな3割負担しているわけですので。

そこで、中段以降書いてありますけれども、果たして受診控えというのがどれぐらい起きているのかというデータを調べてみたのですけれども、令和2年に日本医師会から出ていました。医療負担を理由とした受診控えがある割合ですが、200万円未満の収入の方は7.8%、200万から300万円の収入の方は2.8%、300万円から500万円の収入の方は3.4%、500万円以上の収入の方は2.6%。つまり200万円未満の収入の方のところでは受診控えが起きていますが、それ以降になると、年収が500万円だろうが、600万円だろうが、年収に区別なく一定の方は受診控えをする。だとすれば、やっぱりこの200万円未満の収入の方はこれまでどおり1割なわけですから、未来のことも考えて、費用を負担してもらえ方には負担してもらおう。それでも現役世代より割合は低いわけです。

今の日本における60歳以上の方の金融資産の割合は、1999年には47%ぐらいでしたが、2014年は65%以上、つまり日本において金融資産の6割以上を60歳以上の方が持っている状況です。やっぱり私はこれから若い世代に目を向けて未来の今の子供たち、孫たちの分まで目を向けていかないと、いつまでたっても岩手県に若者は戻ってこない。むしろ出ていってしまいます。未来、命、命と言うのですけれども、では未来の命はどうなってもいいのかということに対して、やっぱり全世代が本当に親身になって考えていく必要があると思います。

したがって、もし私がこれに賛成をしてしまうのであれば、私は今後、若者ということ代弁できない、話してはいけないという理由から、私は本請願は県から出す要望としては反対するものでございます。

○千田美津子委員 まず、私はこの請願は採択すべきだと考えます。

それで今お話がありました、私は未来の方々の命がどうなってもいいというものではなく、なぜこういう請願が出てきたかという、この間社会のために頑張ってきた方々に対するこのような仕打ちで本当にいいのかと。そして年をとると病気の種類も本当に複数出てきて、負担額も若い人たちと比べると数倍になっているという統計があります。そういった意味でも安心して老後を暮らせる世の中にしていくことが大事で、そのために現役世代と高齢世代の対立構造に持っていくのではなく、税金のあり方、使い方を見直していくということでこれらは解決すると思います。

したがって、今回の75歳以上の医療費窓口負担原則1割負担というのは当然でありまして、若い方々も希望を持って老後を迎えられるように全世代が対立するのではなくて、安心して生きられる、そういう医療制度、社会保障制度を構築するという立場で私たちは臨む必要があると考えますので、採択すべきと考えます。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**神崎浩之委員長** お手元に配付いたしました意見書案について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって保健福祉部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県再犯防止推進計画（仮称）の策定についてほか5件について発言を求められております。今回6件の報告がありますので、質疑の方法につきましては、初めに執行部から4件の報告後に当該報告に対する質疑を行い、その後他の意見の報告後に当該報告に対する質疑及び委員からのこの際による質疑を行うことといたしたいと思っておりますので、あらかじめ御了承を願います。

それでは、初めに岩手県再犯防止推進計画（仮称）の策定についてほか3件について発言を許します。

○**阿部地域福祉課総括課長** 岩手県再犯防止推進計画（仮称）について御説明いたします。

お手元に配付しております岩手県再犯防止推進計画（仮称）の策定についてをごらん願います。昨年12月の環境福祉委員会において素案の御説明をいたしました。本日は最終案について御説明申し上げます。

まず、1の策定の趣旨ですが、再犯の防止等の推進に関する法律の中で、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて地域の状況に応じた施策を実施する責務を有することとなり、この施策の推進に関する計画である地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされ、今般策定するものでございます。

次に、2の計画の概要です。次のページのA3の概要版で説明させていただきます。まず、1の計画の概要です。基本理念は、たとえ罪を犯しても誰一人取り残さず、地域社会で孤立することなく再び社会を構成する一員となることができるよう取り組むことが必要であり、県民や関係機関、団体等が一体となって、罪を犯した人の社会復帰支援に取り組み、犯罪や非行が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を図るとしております。計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間です。支援対象者は起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、ここまできわゆる入り口支援の対象になるものでありまして、把握した限りにおきまして、他の自治体の計画でここまで明記したものはなく、岩手県の計画の特徴と言えるものです。そして、矯正施設出所者等となっております。

2の本県の再犯防止を取り巻く状況ですが、刑法犯認知件数が減少傾向にあり、再犯者率は全国平均を下回っているものの、刑法犯検挙者中再犯者は約半数を占めております。犯行時の年齢は65歳以上が約3割、罪種別では約7割が窃盗犯となっております。

3のこれまでの取り組みと課題ですが、平成21年度に北海道・東北地区で最も早く岩手県地域生活定着支援センターを設置し、矯正施設退所者等の社会復帰を支援してきました。また、平成30年度からは国のモデル事業を活用し、満期釈放予定者の支援、いわゆる出口支援と起訴猶予者等の支援、いわゆる入り口支援、そして再犯防止推進に向けたネットワークの構築などに取り組んでまいりました。このほか各種統計調査等を踏まえた結果、課題として改めて浮き彫りになったのは、出所後の就労と住居への不安が多く、そのことへの支援が必要なこと。支援対象者の多くに知的または精神障がいが見られ、社会復帰の阻害要因になっていること。福祉的支援が必要であるにもかかわらず、刑事司法と地域福祉のはざままで必要な支援につながらないままになっている例があることなどが挙げられます。

このことなどを踏まえ、4の重点課題として五つの項目を掲げました。この重点課題に沿って施策を進めることとし、6の主な施策内容として、まず1の就労・住居の確保では、就労に向けた基礎能力の形成や職場定着支援など、住居の確保については保護観察所等と連携した自立準備ホームの確保や地域生活定着支援などを行います。

2の保健医療・福祉サービスの利用の促進では、高齢者または障がいがある方への社会復帰支援、専門相談体制の整備などを行います。

3の学校等と連携した修学支援と非行防止の促進では、教育相談支援体制の充実など修学支援や県民運動の展開等による非行の防止、4の犯罪をした者等の特性に応じた取り組みでは、ストーカー加害者に対する指導など、5の国、市町村及び民間団体等との

連携による支援では、更生保護関係団体に対する活動支援、社会を明るくする運動の展開などを行います。

最後になりますが、計画の本文では、関係機関や関係団体の取り組む具体的な活動事例を掲載しております。この計画の策定によりまして、再犯防止に向けた取り組みを県民の皆様にも知っていただく機会にもしたいと考えております。

以上が概要についての説明でございます。

1枚目にお戻りいただきます。3の策定のスケジュールです。これまで関係機関や団体で構成する岩手県再犯防止推進連絡協議会や県庁内の関係課との協議の中で、計画案の検討を進めてきたほかパブリックコメントの結果などを踏まえて最終案を取りまとめました。なお、別冊で計画案を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○小川長寿社会課総括課長 いわていきいきプラン（2021～2023）の策定について御説明いたします。お手元に資料として1枚物のいわていきいきプラン（2021～2023）の策定についてと概要版、それから最終案の全文をお配りしております。

まず、1枚物の資料をごらん願います。いわていきいきプラン（2021～2023）につきましては、昨年12月4日の環境福祉委員会で素案の内容を御報告したところでございますが、その後に実施いたしましたパブリックコメント等における意見等を反映し、最終案を取りまとめましたので、御報告するものです。

まず、1の計画の性格ですが、老人福祉法及び介護保険法に規定される法定計画であり、今回は第8期の計画でございます。計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3カ年となります。

次に、計画策定の経過であります。3月8日に今年度3回目の岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会を開催いたしまして、最終案について御承認いただいたところでございます。それに先立ち、令和2年12月23日から令和3年1月24日までパブリックコメントを実施いたしまして、29件の御意見をいただきました。対応の内訳については、資料に記載のとおりでございます。

主な意見の反映内容であります。介護予防事業におけるICTの導入、介護職員の処遇改善に係る関係団体との連携等の取り組み、施設における感染症対策について記載を追加したところでございます。

次に、いわていきいきプラン（2021～2023）の概要版をごらんいただきたいと思います。最終案の内容について、概要版により御説明申し上げます。なお、プランの構成や基本方針、施策の体系等については前回に説明したのから変更ございません。

まず、表紙をお開きいただいて、1ページをごらん願います。全体の構成ですが、1ページの序、2ページからのⅠ、総論、5ページからのⅡ、各論と大きく3部構成としております。

次に、4ページをお開き願います。総論の第2章、基本方針では、第1、施策推進の

基本方針として、目指す姿を掲げております。

次に、第2、施策推進の基本的な考え方として、目指す姿の実現に向け、箱枠に記載の三つの柱により施策を推進することといたします。

5ページをごらんください。Ⅱの各論についてであります。先ほどの三つの柱を構成する施策の概要を記載しております。まず、一つ目の柱、地域包括ケアを推進するための仕組みづくりについてでございますが、第1に住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進、第2に在宅医療と介護の連携推進、第3に認知症施策の推進、第4に介護予防と地域リハビリテーションの推進を重点施策として取り組むことといたします。

次に、6ページをごらんください。二つ目の柱、介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくりについてであります。第1に介護人材の確保・育成、第2に介護基盤の整備・充実と、感染症対策を含めたサービスの向上、第3に介護給付適正化の推進、第4に多様な住まいの充実・強化を重点化施策として取り組むことといたします。

次に、7ページをお開きください。三つ目の柱、高齢者が安心して暮らせる環境づくりについてであります。第1に高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進、第2に虐待防止などの高齢者の尊厳保持と権利擁護の推進、そして東日本大震災津波で被災した高齢者等への支援について引き続き取り組むことといたします。

以上が最終案の概要であります。今年度内に策定することとしております。説明は以上でございます。

○菊池障がい保健福祉課総括課長 岩手県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について御説明いたします。お手元にお配りしております資料をごらんいただきたいと思います。

本計画案につきましても12月定例会の環境福祉委員会において素案を御説明させていただいたところでございます。まず1枚目の資料、1の策定の趣旨ですが、平成30年に施行されましたギャンブル等依存症対策基本法において都道府県計画の策定が努力義務とされております。本県の実情に即したギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものであります。

2の(1)、計画期間は令和3年度から令和5年度までの3カ年とし、(2)の基本理念は、ギャンブル等依存症対策基本法に規定されているところと同様であります。発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策の適切な実施、当事者と家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援、多重債務等のギャンブル等依存症に関連して生ずる問題に関する施策との有機的な連携の3項目としております。

(3)の基本的な方向性についてであります。正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する取り組みの推進、誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制の充実、医療における質の向上と連携の促進、ギャンブル等依存症者であ

る者等の円滑な回復と社会復帰のための取り組みの推進の4項目としております。

3の計画策定の経過であります。医療、福祉、司法、学識経験者、業界団体、自助グループ等による連携組織として岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会を新たに設置し、骨子案、素案、最終案について審議いただいたところです。それから、パブリックコメントを令和2年12月から1カ月間実施したところであります。

素案の概要につきましては、次のページのA3の資料により御説明いたします。1の計画策定の趣旨、2の計画の性格・期間等は先ほど御説明させていただいたとおりであります。ギャンブル等依存症の定義は、法律上、ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支障が生じている状態とされております。

3の本県のギャンブル等依存症をめぐる状況についてであります。主なものをお示ししております。ギャンブル等依存が疑われる者については、国の研究機関の調査で成人の0.8%とされておまして、これを岩手県内の成人人口に単純に当てはめるとおよそ8,000人となります。四つのグラフを示しておりますが、2の精神保健福祉センター及び保健所における相談対応状況では、毎年300件前後の相談件数となっております。

資料の右側に参りまして、4の計画の基本的な考え方・基本的施策の取り組みに当たり留意する視点のうち、東日本大震災津波被災者等への配慮は本県独自のものであります。心のケア対策などと連携して取り組みを行うこととするものであります。

次に、基本的な方向性は、先ほど申し上げました4項目であります。それぞれの基本的施策につきましては、まず一つ目の正しい知識の普及等では、普及啓発イベントの開催やホームページへの掲載などを通じた広報啓発、広報における依存症に関する教育の導入など。二つ目の相談支援体制の充実では岩手県精神保健福祉センターや県の保健所における相談対応に加え、民間との連携による相談窓口のさらなる設置、多重債務や消費生活相談の実施等による相談支援体制の整備と相談支援に当たる人材の育成など。三つ目の医療の質の向上等では、依存症治療専門医療機関の選定や医療従事者のギャンブル等依存症に関する専門性の向上など。四つ目の回復、社会復帰では、職場を含めた社会全体の理解促進や自助グループの活動促進などのほか、自助グループ等との普及啓発イベントの共催など民間団体の活動への支援などであります。

5の推進体制についてであります。ギャンブル等依存症対策基本法に基づきまして県や市町村、関係事業者や団体、県民などそれぞれの役割を示すものであります。今年度内の策定を進めてまいります。

続きまして、第6期岩手県障がい福祉計画・第2期岩手県障がい児福祉計画の策定について御説明いたします。お手元の資料をごらんいただきたいと思います。これにつきましても12月定例会の環境福祉委員会におきまして素案を御説明させていただいたところであります。

1の計画の性格ですが、この計画は障害者総合的支援法に基づく都道府県障害福祉計画及び児童福祉法に基づく都道府県障害児福祉計画でありまして、障がい福祉サービス

等、それから障がい児通所支援等の提供体制の確保等について定める計画でありまして、計画期間は令和3年度から令和5年度までの3カ年とするものであります。策定に当たりましては、国の基本指針に即し、市町村が算定するサービス見込量等をもとに岩手県全体のサービス提供の目標値を設定しております。なお、資料には記載しておりませんが、県の障がい者施策の基本的な方向を定める岩手県障がい者計画がほかにありますが、これは平成30年度から令和5年度までの6カ年の計画として別途作成しているところであります。

2の計画策定の経過であります。岩手県障害者施策推進協議会及び岩手県障がい者自立支援協議会において協議を行うとともにパブリックコメントでいただいた意見を参考といたしました。

3のパブリックコメントでの意見の反映状況ですが、27件の意見があり、障がい者スポーツに関する記載の追加、サービスの見込み量確保のための方策の記載内容についての意見3件を反映させたほか、今後の施策の参考とさせていただくこととしたものが19件、残りの5件は質問となっています。

概要については、次のA3判の資料をごらんいただきたいと思います。国の基本指針に即し、1の基本的事項、2の基本的な考え方を整理しております。基本的理念に人材の確保、社会参加を支える取り組み、2の基本的な考え方では、依存症対策の推進などを追加しております。

資料の真ん中、サービス等提供体制の確保に係る目標・見込み量等の3の主な成果目標ですが、これは国の基本指針で示された算定基準により目標値を設定しております。例えば①の地域生活への移行者については、令和元年度末における施設入所者の6%以上とされており、この基準により設定しているところでございます。②の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築では、精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、④の福祉施設から一般就労への移行等では、就労系サービスからの一般就労移行者数など、それから⑥、相談支援体制の強化、⑦、障がい福祉サービス等の質の向上の取り組みなどを設定するものであります。

4の主なサービス等の見込み量につきましては、市町村の計画数値をまとめたものを基本に設定するものであります。表に記載のとおり、令和3年度から令和5年度まで年度ごとに訪問系サービスや通所系サービス、いわゆる生活介護、就労支援、児童発達支援などのほか施設入所サービス、計画相談支援などの見込み量について定めております。

そのほか5の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等では、年度ごとの入所施設の必要定員数を定めております。

次に参りまして、これらの目標・見込み量等の達成に向けた方策等、そして7の従事者の確保または資質の向上のために講ずる施策のほか、8の必要なサービス見込み量確保のための方策、9の関係機関との連携などについて記載しております。これにつきましても今年度内の策定に向けて進めてまいります。

説明は以上でございます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

○**小林正信委員** 岩手県再犯防止推進計画（仮称）について、私の知り合いの中に保護司が結構いらっしゃいますが、生活指導というのが一番大事なのかと感じておりました。あと犯罪を起こされた方を受け入れる企業というのにもかなりの数があると思います。

保護司の状況とか、あとその企業の状況がどのようになっているか、また岩手県再犯防止推進計画（仮称）において、そういう企業や保護司に対する具体的な支援策が何かあるのかお聞きします。

○**阿部地域福祉課総括課長** 再犯防止における取り組みで保護司の活動は非常に重要な位置を占めております。令和元年の数字ですけれども、岩手県内では定数 667 に対して 609 の方がおりますが、充足率 91.3%ということで全ては満たしておりません。なお、保護観察の件数は 290 件となっております。

一方で、協力雇用主というものがありますが、登録している協力雇用主自体は、令和元年で 531 社あるのですが、実際に雇用している協力雇用主は 14 社、17 人です。登録いただいている数は多いですけれども、実際に雇用に結びついているのは少ない状況です。実は岩手県再犯防止推進計画（仮称）の中にも協力雇用主の感想や体験談を 2 例ほど掲載しておりますが、さまざまな苦労の中で御活躍いただいております。やはりこれは福祉サービスもそうなのですけれども、刑務所から出てきた方ということで、周りの偏見というものも非常にあつたりしますので、その中で本当にとっても先進的に受け入れていただいております。

このあたりは、これから福祉サービスにつなげていく部分はたくさんあるので、福祉関係の従事者の理解促進も図っていききたいと思います。

これらの具体的な支援ですけれども、保護司の活動については、保護観察所が中心に担っているのですけれども、定期的に私たちと意見交換会などもしております。福祉行政として何かもっと具体的にできるものがあれば、これから協議しながら進めていきたいと思っております。

また、協力雇用主にも入札で若干優先度が上がるとか、そういうインセンティブはあるのですが、それよりもこういう再犯者の方を受け入れていただいている協力雇用主について社会的な評価とか、そういったものの理解をどんどん深めていきたい、普及啓発の面でもこれから関係者と協力して取り組んでいきたいと考えます。

○**神崎浩之委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** ほかになければ、ただいまの報告に対する質疑を終わります。

次に、いわて配偶者暴力防止対策推進計画（2021～2025）の策定についてほか 1 件について発言を許します。

○**中里子ども子育て支援室長** まず、いわて配偶者暴力防止対策推進計画（2021～2025）

の策定について御説明申し上げます。お手元にお配りしております資料をごらんいただければと思います。資料1枚目の1、計画の性格であります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV防止法に基づく都道府県計画であり、いわて男女共同参画プランの施策にある女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指すための具体的な計画としての位置づけもあるものでございます。

次に、2、計画策定の経過であります。策定に当たり庁内関係室課の各委員で構成される岩手県配偶者暴力防止対策連絡会議や弁護士、医師会等の関係機関で構成される岩手県DV防止対策連絡協議会による検討に加えまして、パブリックコメントを実施しております。

3、パブリックコメント等での意見反映状況についてであります。パブリックコメントでは人権教育の必要性に関するものなど8件の御意見をいただいたほか、岩手県DV防止対策連絡協議会において、民生委員・児童委員にDVの概念や児童虐待との関係について理解を深めてもらうための取り組みが必要との御意見をいただき、可能な限り計画に反映しております。

次に、計画の概要について御説明申し上げます。A3判の資料、いわて配偶者暴力防止対策推進計画（2021～2025）案の概要をごらんいただければと思います。1、計画策定の背景についてであります。平成17年に計画を策定して以降、法改正や社会情勢等の変化に応じまして5年ごとに計画を策定してまいりました。また、今回は令和元年6月のDV防止法改正によりまして、被害者保護に当たり連携協力を図るべき機関として児童相談所が明記されたことなどを踏まえまして、策定するものでございます。

2、これまでの取り組みの主な成果と課題については、毎年11月の女性に対する暴力をなくす運動での活動や若年層に対する出前講座による啓発活動のほか、県内12カ所に設置しております配偶者暴力相談支援センターを中心にDV相談や緊急時の宿泊場所の確保、自立に向けた支援などを行っているところでございます。

現状と課題の①をごらんいただければと思います。平成30年度に県が行いました県民の意識調査によりますと、DVについて知っていると答えた方の割合は8割でございましたが、被害者支援に関する認知度は5割であり、県民の皆様理解を深めていただくためのさらなる広報・啓発の充実が必要でございます。

②、児童虐待対応との連携につきましては、児童の面前で行われるDVは児童への心理的虐待であることや、児童が直接虐待を受けるケースもあるため、DV被害者と児童を保護する視点での取り組みが必要と認識しております。

一つ飛びまして、④、被害者の早期発見と支援につきましては、東日本大震災津波や自然災害、新型コロナウイルス感染症の流行による生活環境等の変化に伴うストレスによりDVの増加が懸念されるため、潜在化する被害者の早期発見が必要と考えており、これらの課題に対応する取り組みを盛り込んだところでございます。

3、基本目標につきましては、DVは重大な人権侵害であり、引き続き暴力のない家

庭、社会の実現を目指すものとして策定しております。

4の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5カ年となります。

5の施策の基本方向と主な施策内容については、四つの施策を柱として基本目標の達成に向けて取り組むものでございます。課題の一つでありますDVと児童虐待対応との連携につきましては、施策ⅠやⅡ、Ⅳにおきまして児童虐待防止を含めた一体的な広報活動の推進や関係機関の相互理解の促進と児童の保護を視野に入れた被害者の早期発見と保護などに取り組むこととしております。

また、災害や新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化に伴うストレスへの対応につきましては、施策Ⅱにおきまして各種相談窓口のほかメールやSNS等を活用した新たな相談窓口の周知などに取り組むこととしております。

本日の委員会での御報告を経まして、今月中に計画を策定する予定としております。以上で説明を終わります。

続きまして、児童虐待防止アクションプラン（2021～2025）の策定について御説明申し上げます。こちらもお配りしております資料をごらんいただければと思います。資料1枚目の1、アクションプランの性格であります。児童虐待の防止に向け、関係機関の緊密な連携のもと、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの一連の対応を行うに当たり、県、市町村ほか各関係機関が担うべき役割を明確にし、実践していくための行動計画として平成17年度に本県独自に策定したものでございます。今回の計画期間は令和3年度から令和7年度まででございます。また、岩手県要保護児童対策地域協議会の構成機関である各関係機関にも主体的に参画していただきまして、連携して児童虐待防止等の取り組みを進めていくこととしているものでございます。

次に、2、アクションプラン策定の経過であります。岩手県要保護児童対策地域協議会における検討に加え、パブリックコメントを実施したところでございます。

3のパブリックコメントでの意見の反映状況についてであります。令和2年12月から令和3年1月にかけて実施しましたパブリックコメントにおいては、虐待発生予防における参加医療機関との連携や特定妊婦への支援など5件の意見が寄せられました。また、要保護児童対策地域協議会においては118件の意見が寄せられ、それらを反映させて案として取りまとめたところでございます。

次に、プランの概要について御説明申し上げます。A3判の資料をごらんいただければと思います。左側真ん中の3、前アクションプランの取り組み状況のところをごらんください。各期間における前アクションプランの取り組み実績は、平均すると9割を超えておりますが、虐待相談対応件数は年々増加しているところでございます。このことも踏まえまして、児童虐待防止アクションプランの取り組みをさらに強化、充実させる必要があるという認識のもと検討を進めてまいりました。

下に移りまして、4、次期アクションプランの策定の主なポイントと対応する取り組みをごらんください。児童福祉法等の改正への対応、平成30年に本県で発生しました児

児童虐待による死亡事案検証報告における提言を踏まえた対応など七つのポイントから検討を行ってまいりました。具体的な内容につきましては、5、アクションプランの取り組み内容をごらんいただければと思います。児童虐待の発生予防、早期発見、相談機能と対応の充実、再発防止を四つの柱とし、12の主要項目で構成しております。

1、虐待の発生を予防するでは、体罰禁止や子どもの権利擁護に関する普及啓発と母子保健活動や地域の子育て支援の充実を図るほか、貧困状態にある子供や特別な配慮を要する子供の実態把握と関係機関と連携した支援について新たに盛り込んでおります。

次に、2の虐待を早期に発見するでは、乳幼児のネグレクトケースへの対応や新型コロナウイルス感染症の影響によりDVや児童虐待の増加が懸念されていることへの対応としまして、学校、民生委員、児童委員等の地域の関係機関に加え、ライフライン関係機関など地域におけるさまざまな機関、団体が連携し見守り体制の強化を図ることとしております。

3の虐待の相談機能と対応を充実させるでは、引き続き児童相談所や市町村の体制強化を図りますほか、先ほどいわて配偶者暴力防止対策推進計画（2021～2025）のところでも申しあげましたとおり、DV相談と児童相談所等の支援の連携について新たに盛り込んでおります。

4、虐待の再発を予防するにおきましては、家庭復帰後の虐待再発防止に向けた支援や施設退所後の子供の自立支援のため、地域の支援体制を強化することを盛り込んだところでございます。

今後この報告を経まして、今月中にプランを策定し、令和3年4月から実施してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○**神崎浩之委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**神崎浩之委員長** この際、午後3時5分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**神崎浩之委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**千葉伝委員** 先ほど二つの計画を説明いただきました。どちらも全国的に問題になっていることが、最近どんどんふえてきていると思います。ここの数字の部分ですけども、3番のグラフの右側に児童虐待相談対応件数の推移ということで、本県の状況ということなのでしょうけれども、わかる範囲で全国の最近の状況を教えてください。

○**中里子ども子育て支援室長** 児童虐待相談対応件数の全国の状況ということでございます。先ほど御説明申し上げました資料にありますとおり、令和元年度、本県では児童相談所1,427件、市町村796件、合わせて2,223件でございます。これに対しまして全国は34万2,186件となっております。対前年度ということで見ますと、本県は112.1%に対しまして全国では119.6%ということで、全国に比べますと若干ふえ方が少ないので

はありますが、本県も全国も同様に年々増加している状況でございます。

○千葉伝委員 毎日、新聞とかテレビでこの問題が報道され、つい1週間前には餓死をした子供がいるということです。そうさせたという典型的なとんでもない話があるわけでありまして。本県では、そこまではいかないかもしれませんが、ああいうものというのは、だんだんエスカレートしていく気がします。県だけの話ではないですが、この児童虐待防止アクションプランで、これからしっかりとやっていく、できるだけ件数を少なくさせていこうということで、これからぜひ皆さんに頑張ってもらいたい。

なお、この県の数字は警察の分も含めたものですか。

○中里子ども子育て支援室長 こちらは児童相談所と、あとは市町村で相談を受け付けた件数でございますが、警察で受け付けた場合も児童虐待ということであれば児童相談所に通告されるということになっております。

○千葉伝委員 含まれるということですね。

○中里子ども子育て支援室長 はい。

○千葉伝委員 それにしてもさつき懸念していたというか、全国もだし、本県でも毎年ふえている状況であります。それに対しての取り組みということで、さまざまなことをこれからやるということなのでしょうけれども、児童福祉の関係で児童相談所等とこの関係の人たちにはもう少し頑張ってもらいたいと思っています。児童虐待だけではなくて、それに付随したいろいろな生活の状況というのが要因にあって、こういうことが起こったのだと思います。県は児童相談所の人たちと、例えば令和3年度以降を含めて、ことしは重点的にこれに取り組もうとか相談しているのでしょうか。

○中里子ども子育て支援室長 実は先日も児童相談所長会議ということで、各児童相談所の所長と子ども子育て支援室とで会議を開催したところでございます。さまざま委員からも御紹介いただきましたとおり、課題が多いですので、特に一つこれということとはなかなか難しいのですが、市町村の要保護児童対策地域協議会あるいは民生委員と連携をとって対応していくということが非常に大事でございます。児童相談所では、そういう市町村の指導といった役割も持っておりますので、これからますます地域に入っていく、身近なところで早期に相談を受け付けることができるように取り組んでまいりたいという話をしたところでございます。

○千葉伝委員 児童相談所のみということではないと思うので、相応の対応をぜひお願いしたい。児童虐待とDV、似たようなものとは言いませんけれども、暴力も身体的なものから、精神的なものまでいろいろあるということで、この二つのプランの対応について、県としての意気込みも含めて保健福祉部長にお聞きします。

○野原保健福祉部長 いわて配偶者暴力防止対策推進計画（2021～2025）と児童虐待防止アクションプラン（2021～2025）の御説明をさせていただきました。今、子ども子育て支援室長から御説明したとおり、児童虐待の相談対応件数は、全国も岩手県もふえてきております。これは、件数もふえているというのもありますし、きちっと認知されて

きて、相談されているということもあろうかと考えております。背景として、DVも児童虐待も福祉的な支援が必要な方々がいると考えておまして、福祉機関や警察、教育関係者、医療も含めて、そういった方々を見守る支援者、関係機関がしっかりと連携して対応していくことが求められていると考えております。

児童虐待について、平成30年の報告書においても児童相談所のみならず、市町村の身近な部分の体制がすごく重要だということを言われました。市町村でも支援者の方々が集まっている要保護児童対策地域協議会を開催しておりますけれども、そういった関係機関としっかりと連携して支えていくことが基本だと思っておりますし、そういった体制の強化というのを進めなくてはならないと考えております。この二つのプランは非常に密接に関係しており、コロナ禍にあってはますますこういった問題が懸念されるところでございます。県として、関係機関の体制の強化や連携を進め、虐待、DVの防止に努めてまいりたいと考えております。

○**小野共委員** 私からも何点か質問させていただきたいと思っております。医師確保であります、令和3年度の新卒医師、臨床研修を終えられた方が専門研修プログラムを受けられる専攻医について、県内の病院の採用状況をお聞きします。

○**浅沼特命参事兼医務課長** 専攻医は専門医取得のために研修する医師のことでございまして、来年度は県内で76人が採用される見込みとなっております。最も多いのが内科の34人で、4割程度いらっしゃいます。それ以外に例えば産婦人科ですと3人となっております。

専門研修につきましては、おおむね3年程度の期間をかけまして県内の病院で研修を行います。平成30年度から現行の制度になりましたが、全体の状況としますと平成30年度が62人、令和元年度が65人、令和2年度が71人で、令和3年度は76人が見込まれており、年々増加しているという状況でございます。

○**小野共委員** そのうち奨学金の養成医師は何人ぐらいいるのでしょうか。

○**浅沼特命参事兼医務課長** 来年度採用になる医師については、まだ内訳がわかっておりませんので、これまでの状況で申し上げます。令和2年度までで200人程度の専攻医がおりまして、うち98人、約半分が奨学金養成医師となっております。

○**小野共委員** 産婦人科が3人とお聞きしましたが、小児科はどうですか。

○**浅沼特命参事兼医務課長** 令和2年度までに岩手県で専攻医として研修した人数200人の内訳で申し上げますと、産婦人科が10人、小児科が11人となっております。

○**小野共委員** 令和3年度の小児科はどうですか。

○**浅沼特命参事兼医務課長** 令和3年度につきましては、小児科は残念ながらございませんでした。

○**小野共委員** 令和3年度の産婦人科が3人、小児科がゼロという、少ない理由をどのように分析していますか。

○**浅沼特命参事兼医務課長** 県内におきましては、県立病院のほか岩手医科大学附属病

院も含めまして、診療科ごとに19の専門研修があります。それぞれの診療科のプログラムに対応できるように現在連携しているところですが、専門医になるのに必要な症例の数ですとか、指導医の増強とか、そういったさまざまな条件がございまして、多くの人数を受け入れるということがなかなか難しい状況にあります。

例えば、令和2年度に県内で小児科のプログラムに参加した専攻医は6人でしたが、岩手県全体では71人の専攻医がおりまして、6人というのは8%程度になります。全国で小児科は6%程度なので、それに比べると岩手県はまだ多いという状況でございます。年によって増減がありますし、指導体制といった上限がありますので、そういった意味では、岩手県の傾向としては決して少なくないものと認識しております。

○**小野共委員** 結局何を言いたいかというと、県立釜石病院の正常分娩の休止の話になるのですが、今の数字を聞いていても、小児科と産婦人科がいないと県内の専攻医の数がかなり厳しいと客観的に思います。

3月15日月曜日に県の予算特別委員会で休止の公表がありました。17日水曜日の釜石市議会の予算特別委員会をニュースで見ましたけれども、かなり厳しい話が出ました。釜石市長の答弁の中で、中止は絶対受け入れられない、絶対反対するという話もありました。釜石市議会でも、やはりのぼり旗持って盛岡に行くのみたいな話もあったりして、反対の声がかなり多い状況であります。そのとおりのだろうという気がします。

それで、地元の釜石市あるいは大槌町でこういったことをやってほしいと、こういったことができるのであれば、例えば休止を撤回して県立釜石病院の正常分娩が継続できるという条件のようなものがあつたら教えてください。もちろん釜石市長も何かできることがあつたらやりたいと言っておりますので、そういったものがあればお聞きしたいと思っております。

○**菊地医師支援推進監** 県立釜石病院の分娩継続に係る条件ということでございます。先ほど専攻医のお話もございましたけれども、平成26年12月に関係学会から地域周産期母子医療センターの大規模化、重点化、具体的には産科常勤医10人以上の配置というような提言がなされております。本県ではその半分程度のセンターが多くなっておりますので、まずは地域周産期母子医療センターに医師が確保されることが必要と考えているところでございます。そうは申しまして、医師確保につきましては引き続き奨学金養成医師の配置や関係大学への派遣要請等による産科医等の確保に努めまして、周産期医療圏における機能分担に基づき、地域の周産期母子医療体制の確保が図られるように努めてまいりたいと考えております。

○**千田美津子委員** 児童虐待防止アクションプラン（2021～2025）の前アクションプランの取り組み状況の中で、令和元年度の数字が前年度に比べ、早期発見では92.1%から89.5%に、再発防止では95.6%から91.1%に落ちていますが、この理由がどの辺にあるのかお聞きしたいと思います。

○**中里子ども子育て支援室長** 令和元年度の取り組みが低いということでございますが、

保育所等の職員に対する研修等の充実という項目の数値が 79.4%と低くなっております。令和元年度において、年度後半の研修がなかなか思うように実施できなかったことによるものが大きいと考えております。

○千田美津子委員　そういう理由であればわかりますが、ただこの表で、早期発見や一番大事な再発防止の指数がこのぐらい落ちるのは大きな問題だと思いますので、そういう部分をぜひ引き上げて早期発見、再発防止につながるようお願いしたいと思います。

また次期アクションプランの中で、私も平成 30 年の児童虐待による死亡のことを思い起こしました。その後の対応の中で、関係機関との連携とかいろいろな取り組みをそれぞれのセクションでしっかりやっていただくことが大事だと思います。

それで、平成 30 年のときはやっぱり、市町村における最初の窓口対応で、非常勤職員の方々が対応されていたということが大きな問題で、その後県内市町村で専門職を配置するということが広まったと思うのですけれども、その状況についてお聞きしたいと思います。

○中里子ども子育て支援室長　申し訳ございませんが、市町村での専門職の配置状況の数値は持ち合わせておりません。ただ、平成 30 年の事案を受け市町村職員の対応力向上は非常に重要であるということで、先ほども申し上げましたとおり、児童相談所で担当の職員を設けて、市町村の指導、研修等の充実につなげていこうと思っております。また、地元の要保護児童対策地域協議会で市町村職員がしっかりと役割を果たせるような取り組みを、次期アクションプランにはかなり多く盛り込んでおり、県の要保護児童対策地域協議会の会議でも、市町村から参加いただいている委員の皆さんから御賛同いただいたところでございます。

○千田美津子委員　私も県内の児童虐待の死亡というのはすごくショックでした。それへの対応が多分いろいろ改善され、二度と起こさないということでみんな取り組んでいらっしゃると思いますが、いずれ子供の変化に気づいたことで疑う方々がいっぱいになればこのようなことは起きないので、引き続きよろしくお聞きしたいと思います。

次に国民健康保険税と生活保護行政について若干お聞きしたいと思います。税金の中でも特に重税感が高いのが国民健康保険税であります。よく言われるのが全国健康保険協会管掌健康保険の保険料の約 2 倍になっているのではないかとということで、皆さんからも本当にどうにかならないのかと言われます。標準的な例で結構ですから、標準世帯における国民健康保険税と全国健康保険協会管掌健康保険の保険料の差がどれくらいの状況にあるのかお聞きします。

○富士健康国保課総括課長　ただいま、国民健康保険の税負担と一般的な全国健康保険協会管掌健康保険の企業等に勤める方々の保険料の違いについてのお尋ねでございました。あくまでモデルということで、令和 2 年度ベースで県が試算したものについてお答えしたいと思います。

盛岡市における比較であります。条件といたしまして、夫婦とも 39 歳以下で、就労

者の世帯主一人が稼いでいるというイメージで、子供が2人の4人世帯、年収400万円の場合、保険料の年額につきましては、盛岡市の国民健康保険税が40万円、全国健康保険協会管掌健康保険の保険料が約20万円、19万9,308円と試算しております。

○千田美津子委員 いずれかなり大きな差があるわけで、できるだけ軽減できるようにというのが願いですが、ただ県内でも効率化の方向が示されており、県内の市町村の国民健康保険税を新年度から引き上げる、引き下げる等いろいろ動きがあるようです。それらの動きで把握しているところがあればお知らせください。

○福士健康国保課総括課長 国民健康保険税につきましては、県が毎年度、年度当初にお示しする納付金額、前年度からの国民健康保険特別会計の繰越金、あるいは低所得者に対するさまざまな減免措置を勘案して決定されるものとされており、県が把握している来年度の市町村の動きでありますけれども、3市動きがあり、奥州市、一関市は国民健康保険税の引き上げを、八幡平市は引き下げを予定していると聞いております。

○千田美津子委員 3市の中で引き上げ、引き下げということではありますが、引き上げるところの基金、引き上げないで充当すべき基金については把握されているのでしょうか。

○福士健康国保課総括課長 来年度の引き上げと少しタイムラグがあるかもしれませんが、令和元年度の市町村国民健康保険特別会計の財政調整基金の状況について、引き上げを予定している奥州市につきましては県内で最も多い20億円ほどの基金がございます。一関市につきましては6億5,000万円ほどと承知しております。

○千田美津子委員 引き上げないほうが一番いいわけですが、ただ市町村の見通しの中で、全県で平準化されるというか、それらが理由となっていることもあります。私は、この財調調整基金は本来納税者に返すべきものだと思いますので、でき得る限り引き上げないで、基金があるところはそれを使ってということが望ましいのではないかと考えます。

それから、滞納者へのペナルティですが、国民健康保険短期被保険者証、健康保険被保険者資格証明書の交付もあるわけですが、そのほか差し押え等については把握していますでしょうか。

○福士健康国保課総括課長 滞納者と差し押えの状況ということで、まず差し押えの前段階として、まずは市町村において徴収を積極的に行う、あるいは国民健康保険税の状況に応じて対応していくというのが徴収の基本となると承知しております。令和元年度の状況ですけれども、差し押え件数につきましては県全体で2,794件、金額は9億4,000万円ほどと承知しております。滞納世帯数は、令和元年度末において1万3,057世帯になっております。

○千田美津子委員 それでは、生活保護行政で2点お聞きしたいと思いますが、2013年から15年にかけて生活扶助基準が平均6.5%引き下げられました。そのことによって、全国29の都道府県の1,000人を超える方々が原告となって、いのちのとりで裁判を起こ

しました。そして、ことしの2月22日に大阪地方裁判所が原告らの国家賠償請求は棄却していますけれども、厚生労働省が実施した生活保護基準の引き下げは生活保護法第3条、第8条第2項の規定に違反していると、引き下げを取り消す判決を言い渡したわけです。これに対してはどのような所感をお持ちかということが一つ。

それから、生活保護の申請をされた場合、扶養照会が行われているわけですが、この間、田村厚生労働大臣も扶養照会は義務ではないと述べておりますし、扶養照会の事務がいっぱい手数料がかかる割にはそんなに答えてくださる方がいないということで、生活保護申請をためらわせるような無理な扶養照会はやるべきでないと思うわけですが、その点をお聞きします。

○阿部地域福祉課総括課長 まず、国の生活保護基準の引き下げが違法となった件につきまして、内容的には厚生労働省の判断には過程と手続に過誤、欠落があり、逸脱または乱用が違法とされております。大きな視点として、物価の推移で基準額を考えるのですが、物価の基点が原油高騰などによって特異な上昇をしたというのが一つ。それから消費者物価指数ではなくて国が独自に算定した指数を使用して物価の変化率を出している、この2件について違法ということをおっしゃいます。被告の大阪府内の12の自治体は国とも相談して控訴しておりますし、令和2年6月の名古屋地方裁判所では生活保護の引き下げの憲法違反の訴えは棄却するというさまざまな情報がございます。

このことについて、県として所感を述べる立場にはないのですが、いずれこのような事実関係については随時把握しておきたいと考えております。

それから、2点目の扶養照会については、これは委員のおっしゃるとおり扶養照会は義務ではございません。生活保護の要件でもございません。しかしながら、民法で定める扶養義務者になっている場合は、もし扶養の可能性があるのであればやはり必要な照会をするということになっております。扶養照会をしている割に実際の生活援助に結びついている件数も確かに少ないのですけれども、例えば生活保護を受けている方が病院に入院したり手術するときなどにどなたか同意していただけますとか、孤立しないように気にかけていただきますとか、そういった精神的な扶養という意味で扶養照会をすることもあります。ただ、やはり生活保護の申請をためらわせることがないように、特に新型コロナウイルス感染症の特異な状況もございますので、相談に訪れた方の悩み等は丁寧に取り扱って行き過ぎた指導がないように適切に対応してまいりたいと考えます。

○千田美津子委員 適切にやっていただきたいということで質問しております。それで今は、おじさんとかおばさんとか3親等まで扶養照会することになっており、この日本のやり方は異常だと指摘されております。諸外国は配偶者や1親等、親とか子とかその程度なのです。全くやらないというわけにいかなければ、私はそのように範囲を狭める必要があるのではないかと思います。最後のセーフティーネットと言われる生活保護の申請をためらわせることなく適切にやっていただきたいと思いますので、その点最後に保健福祉部長にお聞きしたいと思います。

○**野原保健福祉部長** 今、地域福祉課総括課長が御説明したとおり、扶養照会は法定受託事務ですので、私たちがしなくてはならない部分ではありますけれども、必要な方がしっかりと生活保護を受けられるようにすることが重要でございます。このコロナ禍にあってそういった困っている方をしっかりと支援に結びつけるように、関係機関とも連携しながら適正な運営に努めてまいりたいと思います。

○**小林正信委員** 新型コロナウイルスワクチンのことでお聞きしたいと思います。ワクチン接種の準備状況について、医療従事者は接種を開始しており、高齢者は4月12日から開始ということですが、各市町村のワクチン接種記録システムの状況、またタブレットなど必要なものは届いているのかどうか。あと市町村では特設会場と個別接種をミックスしてやるところが多いと思うのですが、特設会場でワクチン接種する場合のシミュレーションを各自治体が行っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** まずVRSというワクチン接種記録システムについては、パスワードが付与されて、先週3月17日から4月7日までの間、自治体向けのテストが行われているところでございます。

また、集団接種会場等で接種券を読みとるタブレットについてですが、県内では市町村の希望台数が配布されますが、33市町村で244台の希望が出されており、本日から順次市町村に届くという状況になっております。

それから、集団接種会場等のシミュレーション等の実施状況につきまして、既に3市町村が実施済みであり、今後12市町村が予定していると伺っております。

○**小林正信委員** 高齢者の接種も近づいているので、まず市町村のサポートをしっかりと行っていただきたい。高齢者のワクチン接種で介護施設や老人ホームといったところの重症化リスクが高く、またクラスターの発生リスクがあるため、ここの部分のワクチン接種にしっかりと力を入れていくべきだと思います。神奈川県では専門のチームを設置して市町村の後押しをしているということでした。市町村に対する介護施設や老人ホームにおけるワクチン接種のサポート体制について、県として何か考えがあればお聞きしたいと思います。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** 高齢者向けワクチンについては4月12日から接種できるように市町村で準備しているところでありますが、最初に来るのは2箱のみで、まずは盛岡市と一関市にその2箱を配給する予定です。4月26日の週に各市町村に1箱ずつ配給し、全市町村に届くというところです。ワクチンは1箱で975回分、2回接種をしますととなりますと大体470人分というようなレベルですので、この最初の1箱で、まずは高齢者施設において接種するという市町村が多いところでございます。まずは少ない数を高齢者施設において接種しながらノウハウを蓄積していき、今後の取り組みにつなげていくというところでございます。

あと市町村で医療従事者の確保がなかなか難しいという場合については、県としても医療圏を越えた応援だとか、そういったことも含めて対応したいと考えております。ま

た県が任用している看護師の市町村への派遣など、市町村からの要請があればそういったことも対応していきたいと考えております。

○**小林正信委員** 市町村では高齢者施設からワクチンを接種するのが多いということで、ワクチン接種記録システムのタブレット入力とか、アナフィラキシーショックの対応とか、高齢者施設に対するサポートが多くなるかと思えます。県としてもそういう市町村の取り組みを確認しながら横展開とか情報提供をしていただきたい。

あと、もうちょっと先の話になるかと思いますが、リスクを抱えた方や持病がある方も優先接種の対象ということですが、この中に精神障がいの方とか、あと視覚、聴覚の障がいがある方も含まれるとお聞きしたのですけれども、その認識でよかったですか。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** 先日、重度障がい者、それから精神患者についてもリスクの高い方ということで、持病をお持ちの方の中に追加されたところでございます。

○**小林正信委員** 視覚、聴覚の障がいの方も含まれるということでしょうか。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** 重度障がいであれば、視覚、聴覚の方も含まれます。

○**小林正信委員** そうした方へのワクチン接種のサポートもぜひ今のうちからお願いしたい。市町村になると思うのですけれども、国からマニュアルのようなものが出るのですかね。そういったものも県として何か対応していただければと思います。

またワクチンの配分について、一つの医療機関に届いたワクチンを別の医療機関に分けることができないということで、ワクチンの配分を各市町村でできれば融通がきくといいという声も市町村から出ておりました。これはやっぱりワクチンが届いた医療機関で全部使い切らなければだめということになっているのでしょうか。

○**吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監** ワクチンの配分に当たりましては、冷凍庫が設置されている基本型接種施設、それからそこから小分けしてもらう市町村のサテライト施設においてトレーサビリティをしっかりと管理するというので、余ったからといって次のところに戻すといった融通もなかなか難しいところでございます。

○**小林正信委員** ワクチンから離れて特効薬についてですが、これまでアビガンとかレムデシビル等が特効薬として使われて認知されていたと思います。イベルメクチンは予防として使えるという話ですが、このイベルメクチン使用の可能性について、県として新型コロナウイルス感染症治療薬への活用への考えをお聞きしたいと思えます。

○**工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監** 治療薬がありますが、肺炎症状ですとか、発熱症状とか症状に応じてそれぞれ準備されているものと承知しております。

イベルメクチンにつきましては、基礎研究において新型コロナウイルスの増殖を強力に阻害する作用があるという報告がございますので、抗ウイルス学的な使い方になるう

かと思えます。現段階では治験実施中ということでもありますので、今すぐ使えるというわけではなく、これから治験を進めていって、将来的に承認される可能性があることを認識しております。

○**小林正信委員** 県内はまた別の薬なのですね。イベルメクチンとは別の薬について県内の在庫とかがもしわかればお聞きします。

○**工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監** イベルメクチンの在庫について県では承知しておりません。同様の効果ということでは、例えばアビガンですとか、あとはレムデシビルというのが抗ウイルス薬としておりますので、それらについては調べれば把握できると思えます。

○**小林正信委員** 新型コロナウイルス感染症はまだ未知の部分もあると思えます。世間では治療薬とかいろいろ研究が進んでいるようですので、情報を集め対応していただければと思えます。

続いて、先ほど環境生活部でも孤立、孤独の話をしました。国において孤立、孤独支援の対策室が設置されましたが、国から県に対して何らかのアナウンスがあったのか。また先ほどNPOの支援もお話ししましたが、県としての今後の孤立、孤独対策の取り組みの考えをお聞きします。

○**下山副部長兼保健福祉企画室長** 3月16日に国において新型コロナウイルス感染症に影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議、緊急支援策としてまとめられた関係であります。まず緊急支援策の保健福祉部に関係する部分といたしましては、生活困窮者に対する生活福祉資金について、本年3月末までとされていたものを6月末まで延長することや低所得の子育て世帯ですとか、ひとり親世帯に対して給付金を支給することのほか、きめ細かな生活支援や自殺防止対策、またこども食堂などに取り組むNPOへの支援なども盛り込まれているところでございます。

これらの施策につきまして、生活福祉資金は県から社会福祉協議会にお願いし、またひとり親世帯の給付につきましては県と市が実施することになります。また低所得子育て世帯への給付金は市町村が実施し、NPOへの支援につきましては、国が直接または主に市町村を通じて支援するというスキームになっております。

県ではこれらの支援策について現在の情報をもとに可能な限りの準備を進め、国から制度の詳細が来ましたら速やかに必要な事業を実施してまいりたいと考えております。また、市町村やNPOの方々もいらっしゃいますので、必要な周知や情報提供を図り、市町村でもきちんと速やかに実施できるように、またNPOでもこういったさまざまな支援施策を受けられるように努めてまいりたいと思っております。

○**小林正信委員** 自殺対策やひとり親への給付金、相談体制も充実させながら丁寧にやっていたけると。

最後に、国において医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案が取りまとめられていると伺っております。今の国会にこの法案が出されて早期の成立を目指し

ており、この中には各都道府県に医療的ケア児の支援センターを設置する等々も盛り込まれていると伺っておりました。県としてもしっかり対応していただきたいと思うのですが、この国の動向への対応と、医療的ケア児への今後の支援強化についての考えをお聞きして終わりたいと思います。

○**菊池障がい保健福祉課総括課長** 医療的ケア児への支援についてであります。委員から御紹介のありましたとおり、現在超党派の国会議員によりまして医療的ケア児支援法案が議論されており、今国会での法案成立を目指していると伺っております。都道府県ごとの支援センター設置などを内容とするようでありまして、法案成立施行の後には、情報収集の上、都道府県の役割をきちんと速やかに果たすことができるようにしていきたいと考えております。

これから法案等出てきますが、県独自の取り組みといたしますと、現状におきましても県では医療的ケア児の短期入所の受け入れ先を確保するため、市町村と連携して短期入所事業所のサービス提供に対する報酬の上乗せ、それから受け入れに必要な人工呼吸器等の機器を購入する短期入所事業者に対する補助等を行っているところでございます。こういったものに加え、法案等々を注視しまして、本県でもしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○**神崎浩之委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** ほかになければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。

本日は本年度最後の委員会となりますが、高橋医師支援推進室長を初め多くの皆様が3月をもって退職されます。最後の年が新型コロナウイルス感染症の年で非常に思い出に残る退職ではないかと思っております。また異動される方がおられるということでもあります。本当に長い間、大変ありがとうございました。皆様の新天地での御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、保健福祉部関係の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、医療局関係の議案の審査を行います。議案第43号権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小原医療局次長** 議案第43号権利の放棄に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案(その2)、143ページをお開き願います。説明につきましては、便宜お手元に配付しております資料、議案第43号権利の放棄に関し議決を求めることについてに従い御説明いたします。

1の提案の趣旨であります。県立病院における過年度未収金に係る権利を放棄するため、地方自治法第96号第1項第10号の規定により、議会の議決を求めます。

2、放棄する権利の内容等ありますが、(1)、放棄する権利の内容は①、過年度個

人未収金及び②、過年度その他未収金でございます。過年度個人未収金とは医療費等の自己負担分で、年度を越えて未収金となっているもの、過年度その他未収金とは収益以外の債権で年度を越えて未収金となっているものでございます。

(2)、放棄する額等については、資料の表のとおりでございます。

次ページをごらんください。中ほど、放棄する件数及び金額について、理由別に申し上げますと①、債権者等の所在不明により時効の援用が確認できないものが6件、37万7,880円でございます。電話、文書等により催告を行っていたものでございますが、支払いがなされないまま所在不明となり、住民票請求等により調査いたしました。所在が判明せず、時効の援用の確認ができないことから権利を放棄しようとするものであります。

②、自己破産による免責決定によるものが9件、215万6,571円でございます。こちらでも催告を行っていたものでございますが、債務者の自己破産により免責決定となり、請求不可能となったことから、権利を放棄しようとするものであります。

最後に③、相続放棄によるものが7件、199万3,830円でございます。債務者の死亡により相続人へ請求を行いました。相続人全員が相続放棄をしたことにより、請求不可能となったことから権利を放棄しようとするものであります。

以上、合計22件、452万8,281円でございます。

3、権利放棄に係る経緯につきましては、ただいま申し上げた経緯をまとめたものであります。

以降には不納欠損の処理等の基準及び手続に関するガイドラインで定める議会の議決により権利放棄を行う場合の規定につきまして、参考として掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** なければ、これをもって医療局関係の審査を終わります。

本日は今年度最後の委員会となりますが、三田地医療局次長、高橋医師支援推進室長、それから高橋看護指導監を初め多くの方が3月をもって退職、異動されるということがあります。本当に長い間大変ありがとうございました。皆様の新天地での御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、医療局の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、新型コロナウイルスワクチン接種についてといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております令和3年度環境福祉委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたします。なお、本日は本委員会最後でございますが、担当書記が代わられるということで、本当にありがとうございました。

それから、併任書記は中田保健福祉企画室管理課長が異動となり、あとの2人は残るということでもあります。本当に大変な1年でありましたけれども、皆様の拍手をもって感謝したいと思います。ありがとうございました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。